

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
事務処理要領（建築分野）

第1章 総則

（目的）

第1 この事務処理要領（以下、「要領」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下、「バリアフリー法」という。）を適正に運用し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進を図ることを目的とし、鹿児島県が行う指導及び助言等、計画の認定又は報告の徴収に関する事務処理を定めることとする。

（用語の定義）

第2 この要領において使用する用語の定義は、特に定めるものを除き、バリアフリー法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定義されているものと同一とする。

第2章 指導及び助言

（建築物移動等円滑化基準に関する指導及び助言等）

第3 建築主事は、特定建築物の確認申請が提出された場合は、建築主等に対し、バリアフリー法の概要を記した書面を確認済証に添付し、努力義務を周知するものとする。

（建築物移動等円滑化基準に適合させるための措置等）

第4 建築主事は、建築物移動等円滑化基準に適合するよう必要な指導及び助言を行い、バリアフリー法第17条の規定に基づく計画の認定を申請するよう特定建築物の建築主等を促すものとする。

第3章 計画の認定

（計画の認定申請）

第5 バリアフリー法第17条の規定に基づく計画の認定申請書は、申請書の正本及び副本に必要図書を添えて所管行政庁に提出するものとする。

2 知事は、建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（別添1）を提出するよう協力依頼を行うとともに、必要と認めるときは、バリアフリー法施行規則第8条の表に掲げる図書のほか、参考となる図書を添付させることができる。

3 計画の認定は、原則として着工前に申請すべきものとするが、工事の完了前であれば申請可能とする。

(計画の認定)

第6 知事は、計画を認定した場合、認定通知書を建築主等に交付する。

(建築確認申請を伴う場合)

第7 バリアフリー法第17条第4項の規定による建築確認申請書の提出に当たっては、建築確認申請手数料は徴収しないものとする。

2 建築主事は、バリアフリー法第17条第4項の申し出があった場合、認定申請書を建築確認申請書に添付させ、建築確認申請書第一面の手数料欄に「バリアフリー法の認定申請による建築確認手数料の免除」と記入させることとする。

(計画の変更)

第8 バリアフリー法第18条でいう軽微な変更を行う場合は、計画の認定を受けた者が、「軽微な変更届」(様式1)を知事に提出することとする。

第4章 報告の徴収

(報告の徴収)

第9 知事は、建築主等に対してバリアフリー法第53条第3項による報告を求める場合、「特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書」(様式2)によるものとする。

2 知事は、認定建築主等に対してバリアフリー法第53条第4項による報告を求める場合、「認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告書」(様式3)によるものとする。

附 則

第1 この要領は、平成18年12月20日から適用する。

第2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)事務処理要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年6月2日から適用する。

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー新法誘導基準省令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	①出入口 (便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦休憩設備を適切に設けているか	
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内まで不算入)	
	②けあげは16cm以下であるか	
	③踏面は30cm以上であるか	
	④両側に手すりを設けているか(踊場を除く)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥段は識別しやすいものか	
	⑦段はつまずきにくいものか	
	⑧点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) ※3	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合(※4)は適用除外	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

○一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外(勾配が1/12超の傾斜部分は両側に手すり設置)	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、直接地上へ通ずる出入口のある階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(4)かごの幅は140cm以上であるか	
	(5)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②(2)、(4)、(5)、③(3)、(4)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	—
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
※3		
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	—	
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1487号)

- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
②エスカレーターの場合	(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	—
便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	①車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第 11 条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)		
(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(※1)は適用除外		
駐車場 (第 12 条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第 13 条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
標識 (第 14 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第 15 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第 1488 号)

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの主な経路に係る基準）※1

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

(様式1)

軽微な変更届

年 月 日

(届出先)

鹿児島県知事 殿

認定建築主等 住所
氏名

(署名または記名押印)
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 11 条に規定する軽微な変更をしたので、認定（計画変更認定）通知書を添えて届け出ます。

1 認定（計画変更認定）年月日・番号	年 月 日 第 号		
2 建築物の位置			
3 変更事項		変更前	変更後
	事業の着手年月日		
	事業の完了年月日		
4 変更理由			
※ 受付欄			

(注意)

- 1 正本1部及び副本1部を提出してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。

(A4)

(様式2)

特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名 印

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第53条第3項の規定により、下記のとおり建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項について報告します。

記

1 敷地の地名及び地番

2 設計者又は施工者等の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

3 特定建築物の概要

敷地面積 平方メートル

延べ面積 平方メートル

建築面積 平方メートル

用途

構造

階数 地上 階 地下 階

4 報告事項

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

(様式3)

認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名 印

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第53条第4項の規定により、下記のとおり建築等又は維持保全の状況について報告します。

記

1 認定年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 設計者又は施工者等の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

3 敷地の地名及び地番

4 特定建築物の概要

敷地面積 平方メートル

延べ面積 平方メートル

建築面積 平方メートル

用途

構造

階数 地上 階 地下 階

5 報告事項

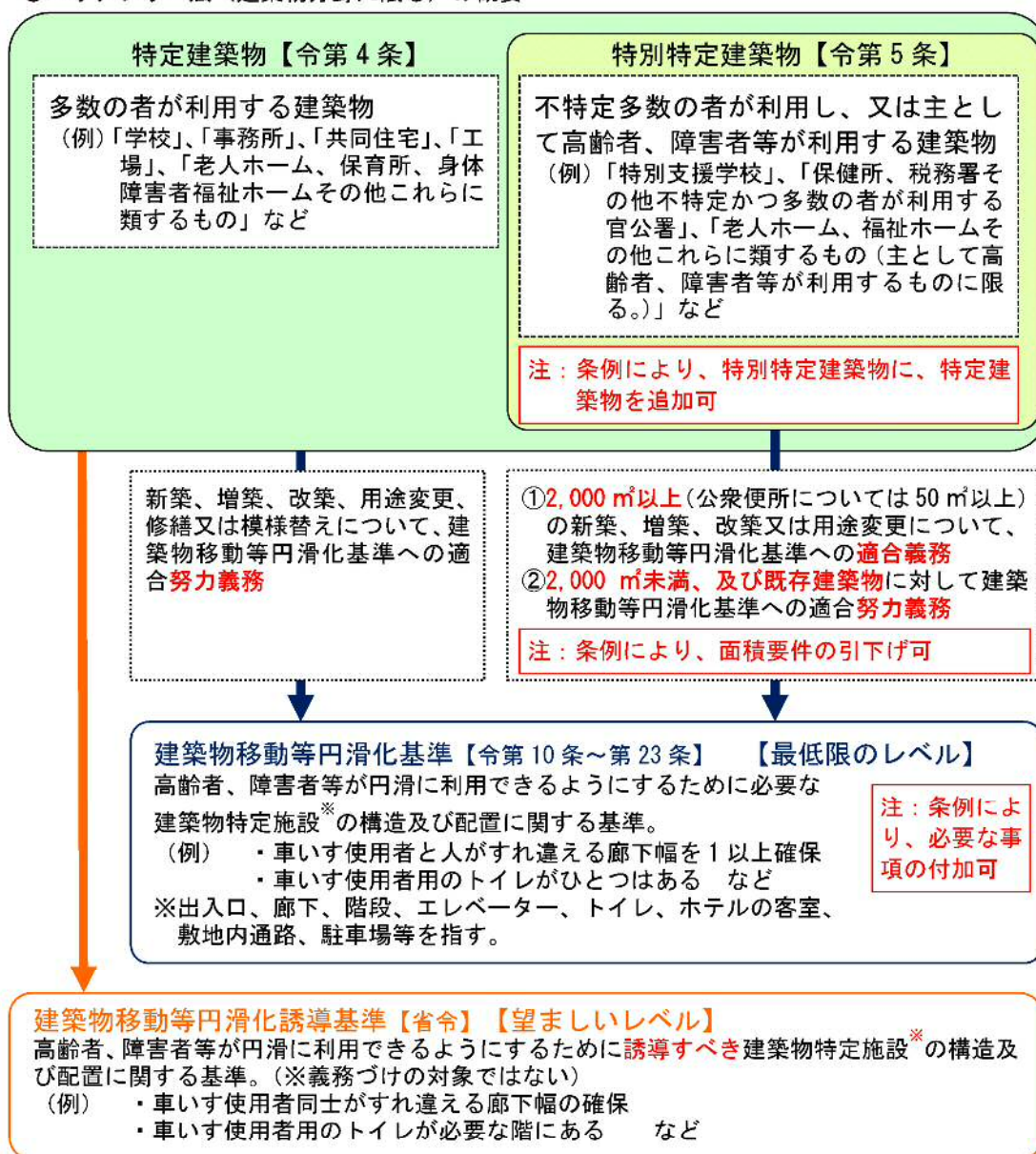
備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法) について

バリアフリー法において、「建築主等は、特定建築物の建築をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされております。

建築物移動等円滑化基準チェックリストを参考に当該基準への適合に努めてください。

○バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要



計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー新法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	
階段 (第 12 条)	①手すりを設けているか（踊場を除く）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第 13 条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	
便所 (第 14 条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1以上）	
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	③床置式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm 以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所（同じ階に共用便所があれば免除）	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	
	③浴室等（共用の浴室等があれば免除）	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く（告示第 1497 号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く（告示第 1497 号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く（告示第 1497 号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第 16 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
駐車場 (第 17 条)	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)	
標識 (第 19 条)	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第 21 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除) ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか ②勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター 及びその乗 降ロビー (第五号)	①かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか ②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③かごの奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から③、⑤及び⑥を満たしているか (2)かごの幅は、140cm以上であるか (3)かごは車いすが転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	—
特殊な構造 又は使用形 態のエレベ ーターその 他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの）であるか (2)かごの幅は70cm以上であるか (3)かごの奥行きは120cm以上であるか (4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合） ②エスカレーターの場合 (1)車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか	—
敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか (2)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）	—
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1494号）
・自動車車庫に設ける場合

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律改正概要

	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	1 適合義務制度の 対象を拡大 【中規模建築物を新たに追加】	5 届出義務制度の 審査手続き合理化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)		
小規模 (300㎡未満)	3 建築士から建築主への説明義務制度を創設	
住宅 トップランナー制度		4 住宅トップランナー制度の 対象を拡大 【注文住宅・賃貸アパートを新たに追加】

※住宅を大量に供給する大手住宅事業者を対象に、目標年度を示した上で、トップランナー基準（他エネ基準を上回る基準）の達成を義務化する制度

◆ オフィスビル等に対する措置 ◆

- 1 省エネ基準への適合義務制度の対象を
300㎡以上の中規模建築物に拡大
※改正前は2,000㎡以上の大規模建築物が対象
※省エネ基準への適合が、建築確認や完了検査時に審査・検査されます
- 2 性能向上計画認定制度（容積率特例制度）の対象に、
複数の住宅・建築物の連携による取組みを追加
※複数の住宅・建築物の連携により認定を取得した場合、一定の要件を満たせば、
省エネ街区形成事業（補助事業）の対象となります

◆ 戸建住宅等に対する措置 ◆

- 3 建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務制度を創設
※省エネ基準への適合（省エネ基準に適合しない場合）省エネ性能確保のための措置について説明が必須となります
※分譲住宅・賃貸住宅の売主・仲介事業者等に対して購入者・賃借人への説明を義務づけるものではありません
- 4 住宅トップランナー制度の対象に、注文戸建住宅・
賃貸アパートを供給する大手住宅事業者[※]を追加
※改正前は建築住宅名期間150戸以上供給する事業者が対象
※対象事業者は、注文住宅年間300戸以上、賃貸アパート年間1,000戸以上供給する事業者とすることを予定

◆ マンション等に対する措置 ◆

- 5 民間審査機関による評価書を提出する場合、
届出期限を着工の3日前に短縮
※改正前は着工の21日前までに届出が必要
※民間審査機関による評価書は、住宅性能評価書等を都定

◆ その他の措置 ◆

- 6 地域の自然的条件等の特殊性を踏まえて、
地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較（規制措置）

	現行制度	改正法
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに運動】	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに運動】
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、 必要と認められる場合、 指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、 必要と認められる場合、 指示・命令等】 ⇒ 監督（指示・命令等） の範囲に重点化
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への 説明義務
住宅 トップランナー制度	対象住宅 持家 賃貸戸建	対象住宅 持家 賃貸戸建 注文戸建 賃貸アパート

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を目指す必要があると認められる場合、国土交通大臣の報告・指示等の対象とする。

法律の審議経過と今後の施行予定等

審議経過

2019年2月15日：閣議決定
4月23日：衆議院において全会一致で可決
5月10日：参議院において全会一致で可決・成立

2019年5月17日：法律の公布

概要周知・施行に向けた準備等

- 概要説明会の開催等
- 省エネ基準等の検討・公布
※総合資源エネルギー基本計画等、社会資本整備審議会省エネ基準等小委員会合同会議で審議予定
※注文戸建住宅・賃貸アパートのトップランナー基準の制定のほか、法公布後2年以内施行に係る基準等の見直し（基準の簡素化・合理化）も実施予定
- 政省令・告示の検討・公布

2019年11月予定：法公布後6ヶ月以内施行

- 複数建築物連携型プロジェクトの容積率特例制度の対象への追加
- マンション等に係る届出義務制度の審査手続きの合理化
- 注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加

令和元年11月16日施行

詳細周知・施行に向けた準備等

- 詳細説明会の開催等
- 政省令・告示の検討・公布

2021年4月予定：法公布後2年以内施行

- 中規模のオフィスビル等の適合義務制度の対象への追加
- 戸建住宅等における建築士からの説明義務制度の創設
- 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

施行スケジュール

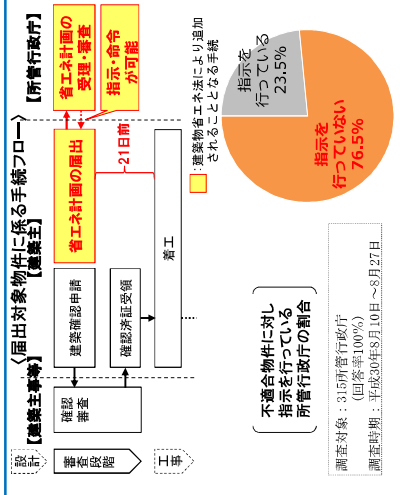
大規模・中規模住宅等に係る計画の届出義務制度の審査手続の合理化

現状

<制度概要>

○中規模※の非住宅建築物、大・中規模住宅の新築等の際、**着工日の21日前**までに、省エネ計画を所管行政庁に届け出なければならぬ。
※大規模：延べ面積300㎡以上
 中規模：延べ面積300㎡以上2000㎡未満を予定

○所管行政庁は、届出に係る計画が省エネ基準に適合せず、必要があると認めるときは、計画の変更等の指示・命令ができる。



<所管行政庁による指示等の実施状況>

○省エネ基準への適合審査に係る業務負担が大きくなり、基準不適合物件への**指示等を行うことができていない所管行政庁が相当程度存在**。

改正の概要

○省エネ性能に関する計画の届出に併せて、**省エネ基準への適合に係る民間審査機関による評価書**（例：住宅性能評価書）を提出する場合には、計画の届出期限を着工の21日前から、**最短で着工の3日前に短縮**する。

○併せて、当該評価書を提出する場合に、**省エネ計算書や省エネ性能に係る設計図書（各部詳細図、設備設計図書等）の提出を不要とする予定**。（省令改正）

※所管行政庁の指示等を円滑化するため、指示等の対象とする物件の考え方を整理したガイドラインを策定予定。
 ⇒所管行政庁の業務負担を軽減し、**基準不適合物件への対応強化等につなげる**。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定（容積率特例）の対象の拡大

現状

<制度概要>

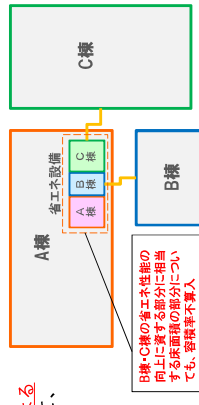
○省エネ基準を上回る誘導基準※に適合している旨の所管行政庁による認定を受けた住宅・建築物については、省エネ性能向上のための設備の設置スペースに関し容積率の特例※が付与される。
※1 住宅：省エネ基準▲10%、建築物：省エネ基準▲20%
 ※2 住宅・建築物の延べ面積の1割を上限

○容積率特例は、**単棟の住宅・建築物の省エネ性能向上の取組を認定**しており、**複数の住宅・建築物の連携による取組**においては、高効率の省エネ設備が集約設置される住宅・建築物については、容積率特例を十分に受けられない。



改正の概要

○**複数の住宅・建築物の連携による省エネ性能向上の取組**に係る容積率特例のイメージ



関連予算「省エネ街区形成事業」
 (99.83億円の内訳)

要件 複数の住宅・建築物の連携に係る計画の認定を受けていること等

補助対象 複数の住宅・建築物にエネルギーを供給するための省エネ設備（ベンチマークシステム、コージェネレーションシステム等）の整備費等

補助率 1/2

限度額 1プロジェクトあたり5億円

住宅トップランナー制度の対象拡大

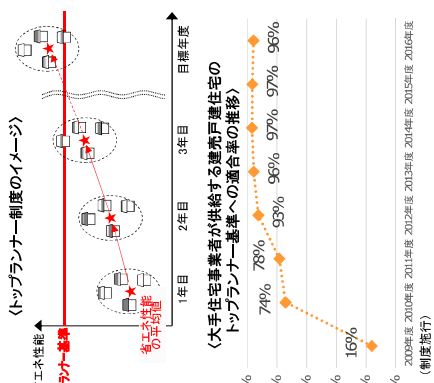
現状

<制度概要>

○**建売戸建住宅**を対象に、目標年度にトップランナー基準※（省エネ基準を上回る基準）に適合する努力義務を課し、省エネ性能の取組を誘導。
※1 建売戸建住宅を年間150戸以上供給する事業者（約60社）
 ※2 2019年度まで：省エネ基準▲10%
 2020年度以降：省エネ基準▲15%

○国は、目標の達成状況が不十分である等必要があると認めるときは、省エネ性能向上を図る旨の勧告・命令ができる。

○また、毎年度、対象事業者に対し、1年間に供給された建売戸建住宅に係る戸数や省エネ性能（平均値）について、報告徴収を実施。



<制度による効果>

○制度施行から5年で、大手住宅事業者が供給する建売戸建住宅のトップランナー基準への適合率は96%となっており、その後も96%以上で推移している。

改正の概要

○**注文戸建住宅や賃貸アパート**を供給する大手住宅事業者※を住宅トップランナー制度の対象に追加する。
 （現行：建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者）

※注文戸建住宅：年間300戸以上（予定）供給する事業者、賃貸アパート：年間1000戸以上（予定）供給する事業者
 ※注文戸建住宅や賃貸アパートのトップランナー基準及び目標年度は検討中。

省エネ基準への適合義務対象となる建築物の取組の拡大

現状（平成29年4月施行）

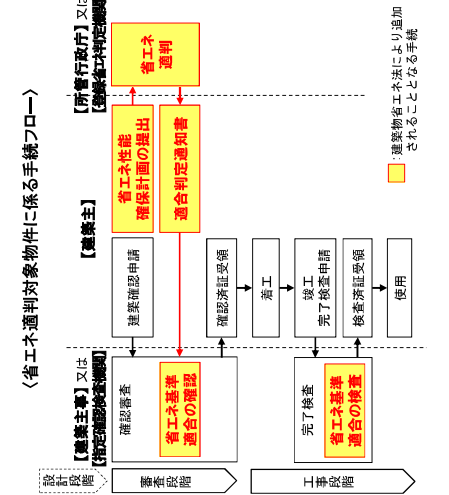
<制度概要>

○**大規模※の非住宅建築物**は新築等の際、省エネ基準に適合していないものは建築確認が行われず、着工できない。
※大規模：延べ面積200㎡以上

○建築主は、工事着手前に、省エネ性能確保計画を登録省エネ判定機関等に提出し、省エネ基準への適合性判定（省エネ適判）を受け、適合判定通知書の交付を受ける。

○建築主から適合判定通知書の提出がないと、指定確認検査機関等の建築確認手続が行われず、指定確認検査機関等の建築確認手続が行われず、着工できない。

○建築基準法に基づき完了検査において、対象建築物の省エネ基準への適合性についても検査が行われる。（主に、建築士が作成する工事監理報告書や、設備の納入仕様書等の確認を行う。）



改正の概要

○**中規模※の非住宅建築物**について、省エネ基準への適合義務の対象となる建築物の対象に追加する。
 （現行：大規模の非住宅建築物）

※中規模：延べ面積300㎡以上2000㎡未満を予定

小規模住宅・建築物の省エネ性能に係る説明義務制度

現状

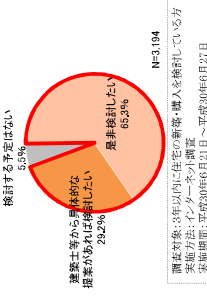
〈制度概要〉

○建築主は、「建築物のエネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない」との**努力義務**が課せられている。

〈建築主の特性〉

○小規模住宅・建築物は、省エネ性能に関する専門的な知見を有さない個人が建築主であることが多く、省エネ性能について十分に理解していない場合も多い。
 ○一方で、建築主がそのまま居住者、利用者になることが多く、建築士等から具体的な提案があれば、省エネ基準適合とする者も多いと考えられる。

〈住宅の新築時等における省エネ住宅の検討状況〉



改正の概要

〈努力義務の強化〉

○建築主は、「**省エネ基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない**」こととし、**努力義務を強化**。

〈説明義務制度の創設〉

○**小規模住宅・建築物※1の新築等に係る設計の際に、次の内容について、建築士から建築主に書面で説明を行うことを義務付ける**※2。

1. 300㎡未満の住宅・建築物を予定
 2. 建築主が省エネ性能に関する専門的な知見を有しない旨の意思を事前に表明した場合、説明不要。
- ①省エネ基準への適合
 ②省エネ基準に適合しない場合は、省エネ性能確保のための措置

〈実効性担保の方策〉

○説明に用いる書面を建築士事務所が保存図書に追加予定。(建築士法省令改正)
 ○建築士法に基づき都道府県等は建築士事務所に対する報告徴収や立入検査が可能。

地方公共団体の条例による省エネ基準の強化

現状

〈制度概要〉

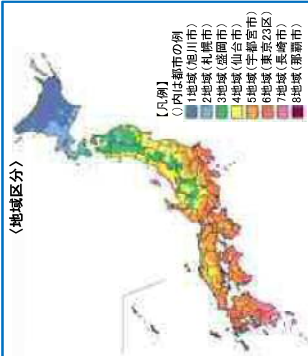
○省エネ基準については、全国を8つの地域に市町村単位で区分した上で、各地域の気候や供給されている住宅の仕様等を踏まえ、地域ごとに基準値を設定している。

〈省エネ基準の各制度への適用の状況〉

○住宅・建築物の省エネ基準は、現行制度において、大規模建築物に適合を義務付けているほか、計画届出制度において、当該基準に適合しないものを指示・命令の対象としている。

○また、今回の改正により、中規模建築物についても省エネ基準への適合を義務付けるほか、新たに創設する説明義務付制度において、小規模住宅・小規模建築物について省エネ基準への適合を説明することを義務付けることとしている。

〈地域区分〉



改正の概要

○省エネ基準が小規模住宅等にも適用されるようになることを受け、自治体内での気候条件にばらつきがある市町村において、市町村内の一部のエリアで基準を強化することによりきめ細かい基準設定ができるようになるため、地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、**条例で、省エネ基準を強化**できることとする。

○例えば、同一市町村内に平野部と山間部が存在するケースで、(暖房負荷の大きい)山間部について省エネ基準を強化したい場合等に活用が想定される。

建築士から建築主への説明書のイメージ

〈省エネ基準に適合している場合〉

建築物のエネルギー消費性能の評価結果の概要		作成日	04/01/2018
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇〇〇	作成者	〇〇〇〇
建築物の名称及び用途	〇〇〇〇(住宅)	建築士事務所	〇〇〇〇
建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合状況	□適合 □不適合	評価者	〇〇〇〇
建築物エネルギー消費性能の確保のための措置	〇〇〇〇	評価日	〇〇/〇〇/〇〇
建築士検印	〇一級 □二級 □入会	備考	〇〇〇〇〇
建築士登録番号	(〇〇) 登録 第 〇〇〇〇〇 号	署名	〇〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇	所属事務所	〇〇〇〇〇〇
所属事務所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	建築士事務所印	〇〇〇〇〇
建築士事務所印	(〇〇) 加印登録 第 〇〇〇〇〇 号		

■建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)の適用に関する事項について、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する事項」に基づき自治体が定める基準です。

〈省エネ基準に不適合の場合〉

建築物のエネルギー消費性能の評価結果の概要		作成日	04/01/2018
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇〇〇	作成者	〇〇〇〇
建築物の名称及び用途	〇〇〇〇(住宅)	建築士事務所	〇〇〇〇
建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合状況	□適合 □不適合	評価者	〇〇〇〇
建築物エネルギー消費性能の確保のための措置	〇〇〇〇	評価日	〇〇/〇〇/〇〇
建築士検印	〇一級 □二級 □入会	備考	〇〇〇〇〇
建築士登録番号	(〇〇) 登録 第 〇〇〇〇〇 号	署名	〇〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇	所属事務所	〇〇〇〇〇〇
所属事務所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	建築士事務所印	〇〇〇〇〇
建築士事務所印	(〇〇) 加印登録 第 〇〇〇〇〇 号		

■建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)の適用に関する事項について、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する事項」に基づき自治体が定める基準です。

擁壁構造審査基準

(昭和51年12月 3日施行)

(平成21年 1月 1日施行)

(目的)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）第88条第1項の規定に基づく擁壁の確認及び工事の完了検査を行うに際し、同法施行令（以下「令」という。）第142条及び平成12年国土交通省告示第1449号第3の規定の適用にあたっての具体的な基準を定めることにより、擁壁の崩壊等に伴う災害を未然に防止することを目的とする。

(対象となる擁壁等)

第2 この基準は、高さが2 mを超える擁壁について適用する。

2 擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造としなければならない。

(鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造)

第3 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号に該当することを確かめたものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- (2) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
- (3) 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
- (4) 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第1の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- (2) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、令第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- (3) 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第2の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

4 透水層は、石油系素材を用いた「透水マット」を使用することができる。その場合においては、その特性に応じた適正な使用方法によること。適正な使用方法等については、「擁壁用透水マット技術マニュアル」を参考とする。

(練積み造擁壁の構造)

第4 練積み造擁壁の構造は、次の各号に該当することを確かめなければならない。

- (1) 練積み造擁壁の構造は、別図1練積み造（くずれ石造を除く。）擁壁標準図によるものでなければならない。

(2) 擁壁の裏面には、雨水、湧水等の排出を容易にするため、擁壁の高さに応じて、次の表に掲げる厚さの透水層を設け、その下端には厚さ5 cm以上のコンクリートを打設しなければならない。

擁壁の高さ	透水層の厚さ		
	上 端	下 端	
		切 土	盛 土
3 m以下	3 0 cm	3 0 cm	4 0 cm
3 mを超え4 m以下	3 0 cm	3 0 cm	5 0 cm
4 mを超え5 m以下	3 0 cm	3 0 cm	6 0 cm

注) 透水層の上端の位置は、擁壁の上端から擁壁の高さの5分の1下方とする。

(3) 擁壁上端の水平面上の積載荷重は、1 m²当たり5 kNを超えてはならない。

(4) がけの状況等により、練積み造擁壁にはらみだし、その他の破壊を生ずるおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第5 宅地造成等規制法施行令第14条に基づく国土交通大臣が認めた擁壁を使用する場合は、第3及び第4の規定は適用しない。

2 前項による擁壁を用いて法第88条第1項の規定に基づく確認済証の交付を受けようとする場合は、宅地造成等規制法施行令第14条の規定に適合していることを証する書面を添付しなければならない。この場合においては、当該書面に付された条件等について適合することを確認申請書に添付する図書に明示しなければならない。

3 くずれ石積み擁壁の場合にあっては、くずれ石自体の地震時の安定性について検討した上で、別図2「くずれ石積み擁壁標準図」によることができる。

(排水関係)

第6 擁壁の水抜穴は、その裏面の排水を良くするため、次の各号に掲げる事項に適合させなければならない。

(1) 内径75mm以上の耐水材料により、壁面の面積3 m²以内ごとに1箇所以上設けること。

(2) 千鳥配置とし(ただし、第5第1項による擁壁を除く。)、排水方向に適当な勾配をとること。

(3) 擁壁の下部地表面近く及び湧水等のある箇所特に重点的に配置すること。

(4) 水抜穴の入口には水抜穴から流出しない程度の大きさの碎石等を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないようにすること。

2 擁壁の裏面全面に透水層を設けること。なお、透水層は栗石・砂利または碎石を用いること。

3 埋戻し土は、良質な土・砂利等を用いること。

(伸縮目地)

第7 伸縮目地は、鉄筋コンクリート造擁壁又は練積み造擁壁にあっては擁壁長さ20m以内ごとに、無筋コンクリート造擁壁にあっては10m以内ごとに設け、基礎部分まで切断しなければならない。

なお、目地を擁壁の屈曲部に設ける場合は、隅角部から2 m超えた位置、かつ擁壁の高さ程度離れた位置に設けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の箇所には、伸縮目地及び施工目地を設けなければならない。

(1) 特に地盤の条件が一様でないとき又は地盤が軟弱なときは必要な箇所

(2) 構造方法を異にする箇所又は擁壁の高さが著しく変化する箇所

(隅角部の補強)

第8 擁壁の屈曲する箇所は隅角をはさむ二等辺三角形の部分をコンクリートで補強すること。二等辺の一辺の長さは擁壁の高さ3 m以下で50cm、3 mを超えるものは60cmとする。

(擁壁の位置等)

第9 上下に2以上の擁壁を設ける場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める構造方法としなければならない。

(1) 上段、下段とも間知石積みで築造する場合又は上段擁壁を鉄筋コンクリート造、下段擁壁を

間知石積みで築造する場合（別図 3， 4 参照）

上段擁壁の基礎は，下段擁壁の基礎底板下端の後端より背面土質の種類に応じ，水平面に対し別表第 3 に掲げる角度をなす線の下方にくるようにし，かつ，下段擁壁上端の後端から上段擁壁基礎前端までの水平距離が上段擁壁高さの 0.4 倍以上かつ 1.5m 以上としなければならない。

(2) 上段擁壁を間知石積み，下段擁壁を鉄筋コンクリート造で築造する場合又は上段，下段とも鉄筋コンクリート造で築造する場合（別図 5， 6 参照）

上段擁壁の基礎は，下段擁壁の基礎底板下端の後端より背面土質の種類に応じ，水平面に対し別表第 3 に掲げる角度をなす線の下方にくるようにし，かつ，下段擁壁の基礎底板下端の後端から上段擁壁基礎前端までの水平距離が上段擁壁高さの 0.4 倍以上かつ 1.5m 以上としなければならない。

- 2 前項に定める擁壁が，高さの異なる一連の擁壁となる場合は，一番高い擁壁の角度に合わせる
- こと。
- 3 斜面上に擁壁を設ける場合は，基礎は，崖下端から背面土質の種類に応じた別表第 3 に掲げる角度をなす線と擁壁前面の地盤面と交わる点より擁壁高さの 0.4 倍以上かつ 1.5m 以上後退したものでなければならない。また，擁壁前面の地盤面はコンクリート打ち等により風化浸食のおそれのない状態にすること。（別図 7 参照）
- 4 第 1 項及び第 3 項に定める擁壁の根入れ深さは，宅地造成等規制法施行令第 8 条第 1 項第四号を準用する。
- 5 斜面に沿って擁壁を設置する場合は，擁壁面における基礎底面前端の線は，段切り等によりなるべく水平にするものとし，やむを得ない場合でも，その傾斜の大きさは 100 分の 15 以下としなければならない。（別図 8 参照）

別表第 1（第 3 関係）

土質	単位体積重量 (1m ³ につき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8 トン	0.35
砂質土	1.7 トン	0.40
シルト，粘土又はそれらを多量に含む土	1.6 トン	0.50

別表第 2（第 3 関係）

土質	摩擦係数
岩，岩屑，砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト，粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15cm までの深さの土を砂利又は砂に置きかえた場合に限る。）	0.3

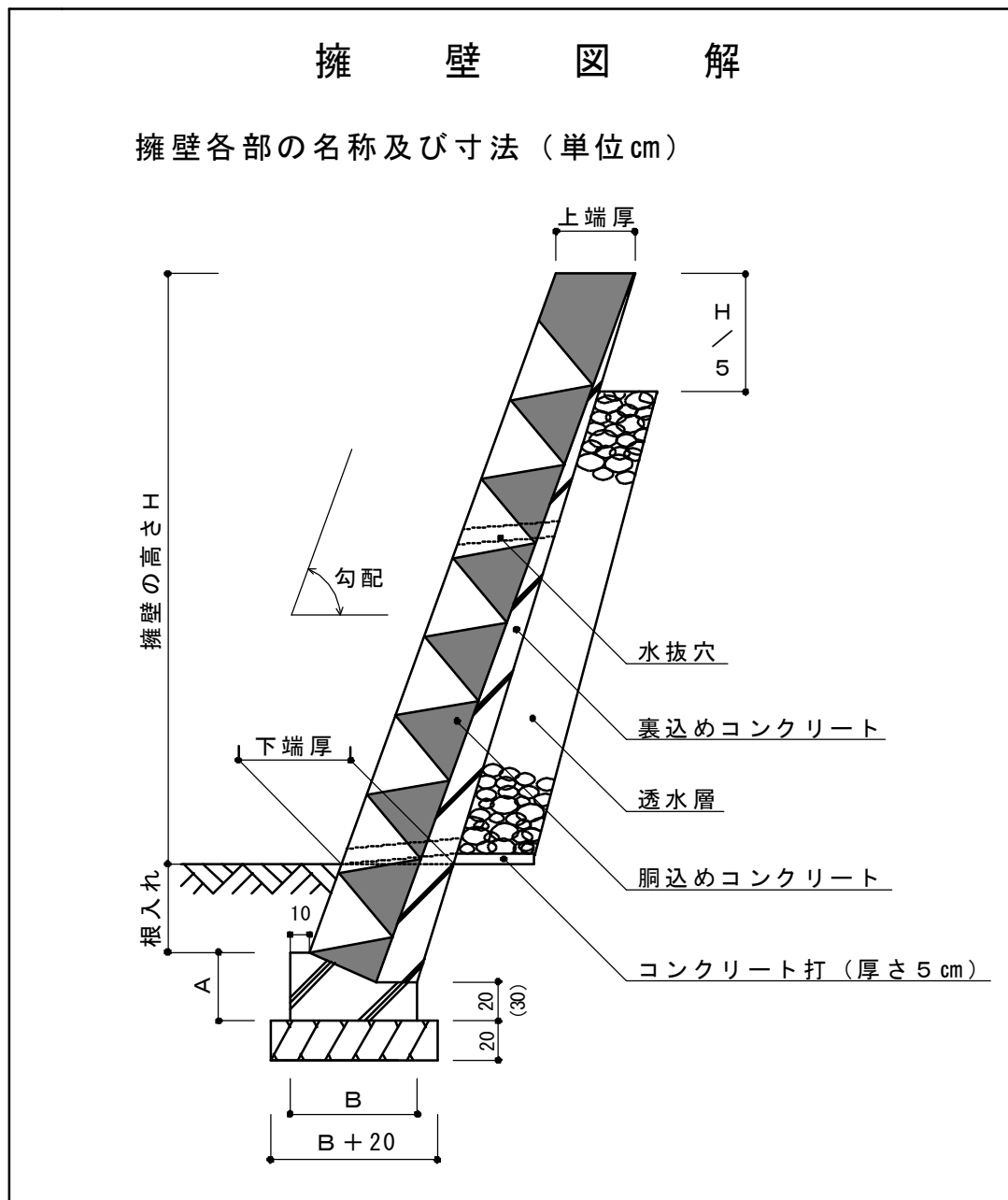
別表第 3（第 9 関係）（土質別角度） θ

背面土質	角度 (θ)
軟岩（風化の著しいものを除く）	60°
風化の著しい岩	40°
砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土その他これらに類するもの（シラス※）	35°
盛土又は腐蝕土	25°

※シラスは，現地の土質状況を踏まえ，必要があれば土質試験や硬度調査を行い，土質の判断をすることが望ましい。

別図 1

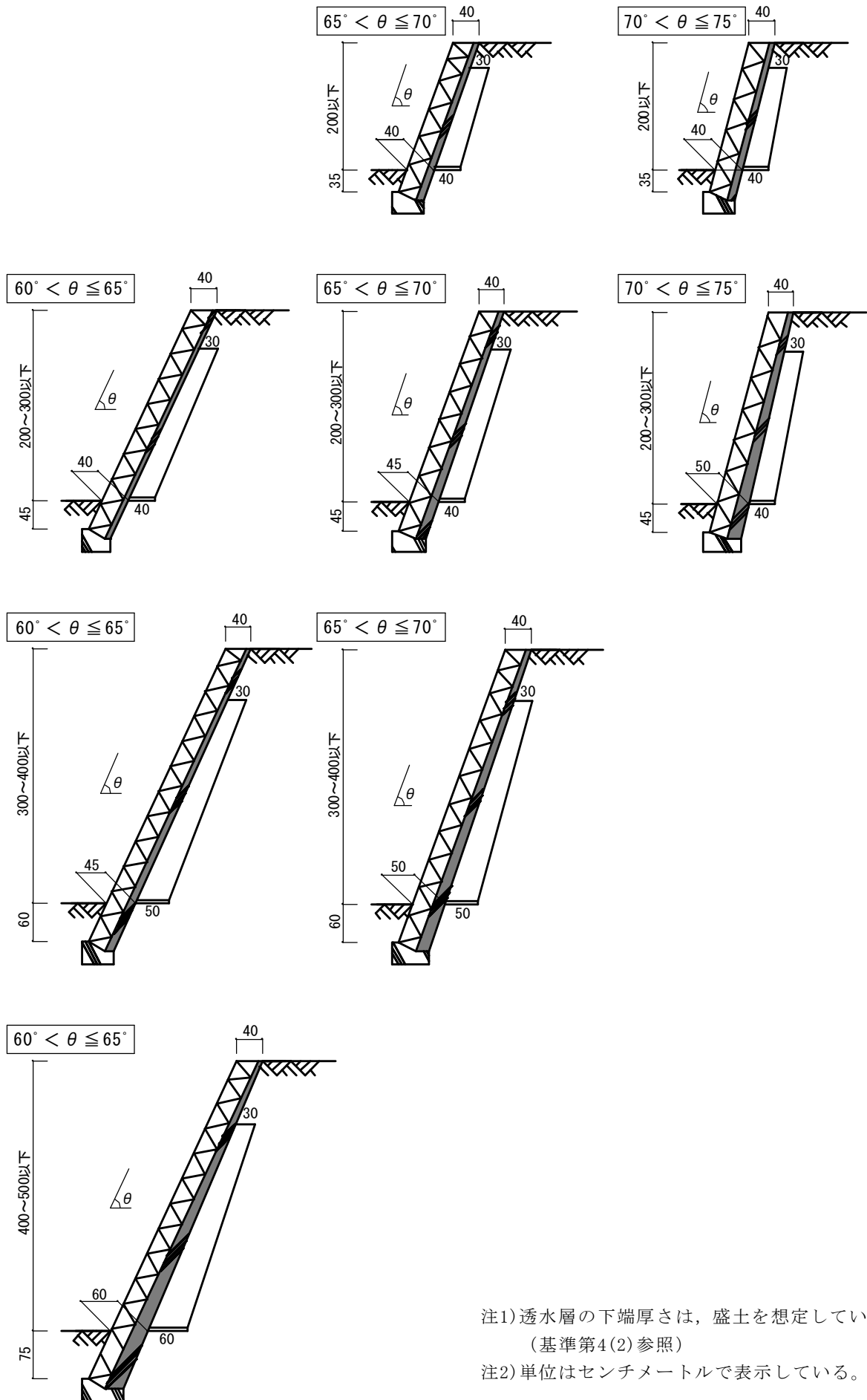
練積み造（くずれ石積造を除く）擁壁標準図



擁壁の勾配	A	B
65°	35 (45)	下端厚 + 5
70°	33 (43)	下端厚 + 8
75°	30	下端厚 + 10

()内数値は土質が第3種で高さ3mを超えるものとする。

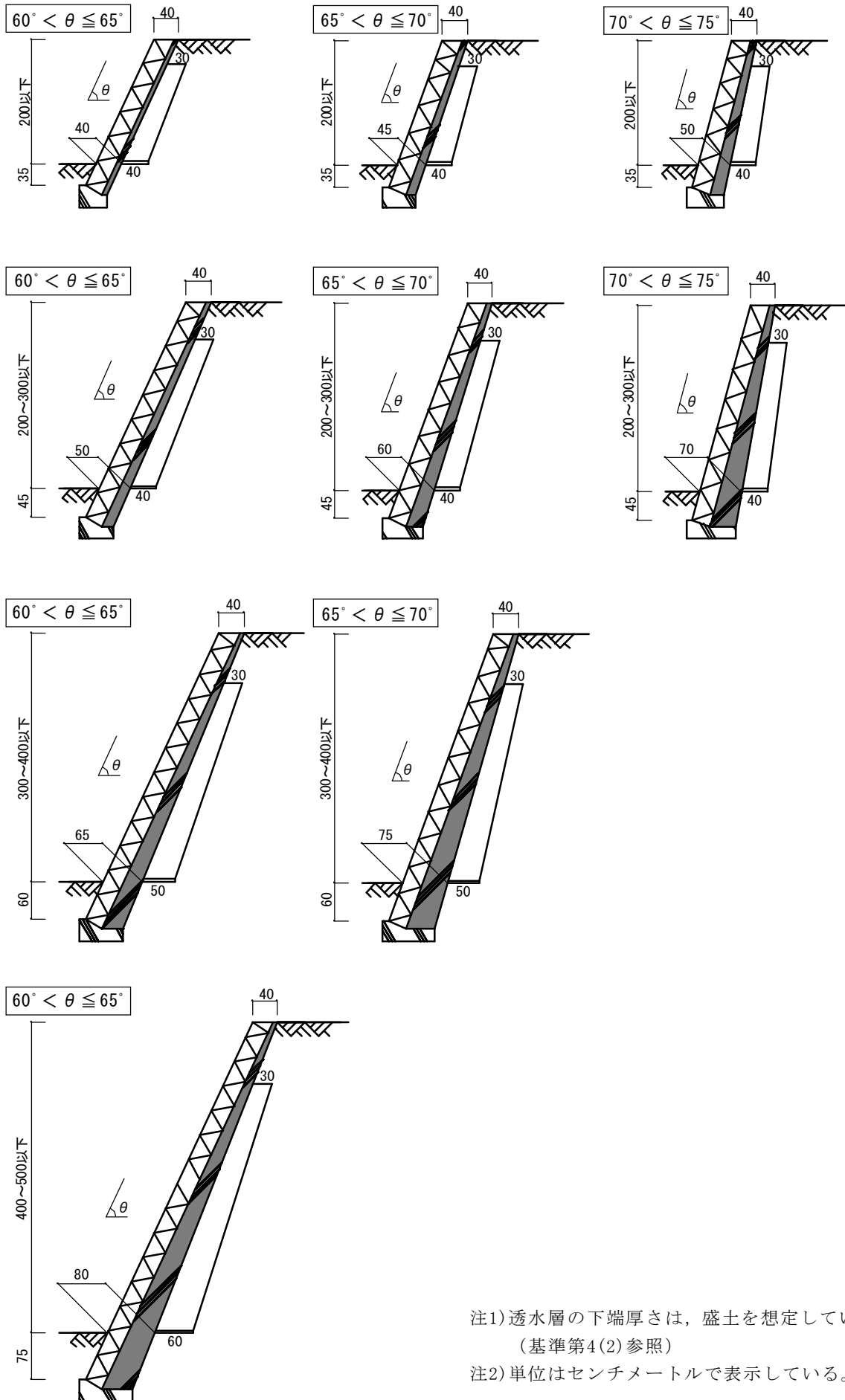
がけの土質：岩，岩層，砂利又は砂利混じり砂



注1) 透水層の下端厚さは、盛土を想定している。
(基準第4(2)参照)

注2) 単位はセンチメートルで表示している。

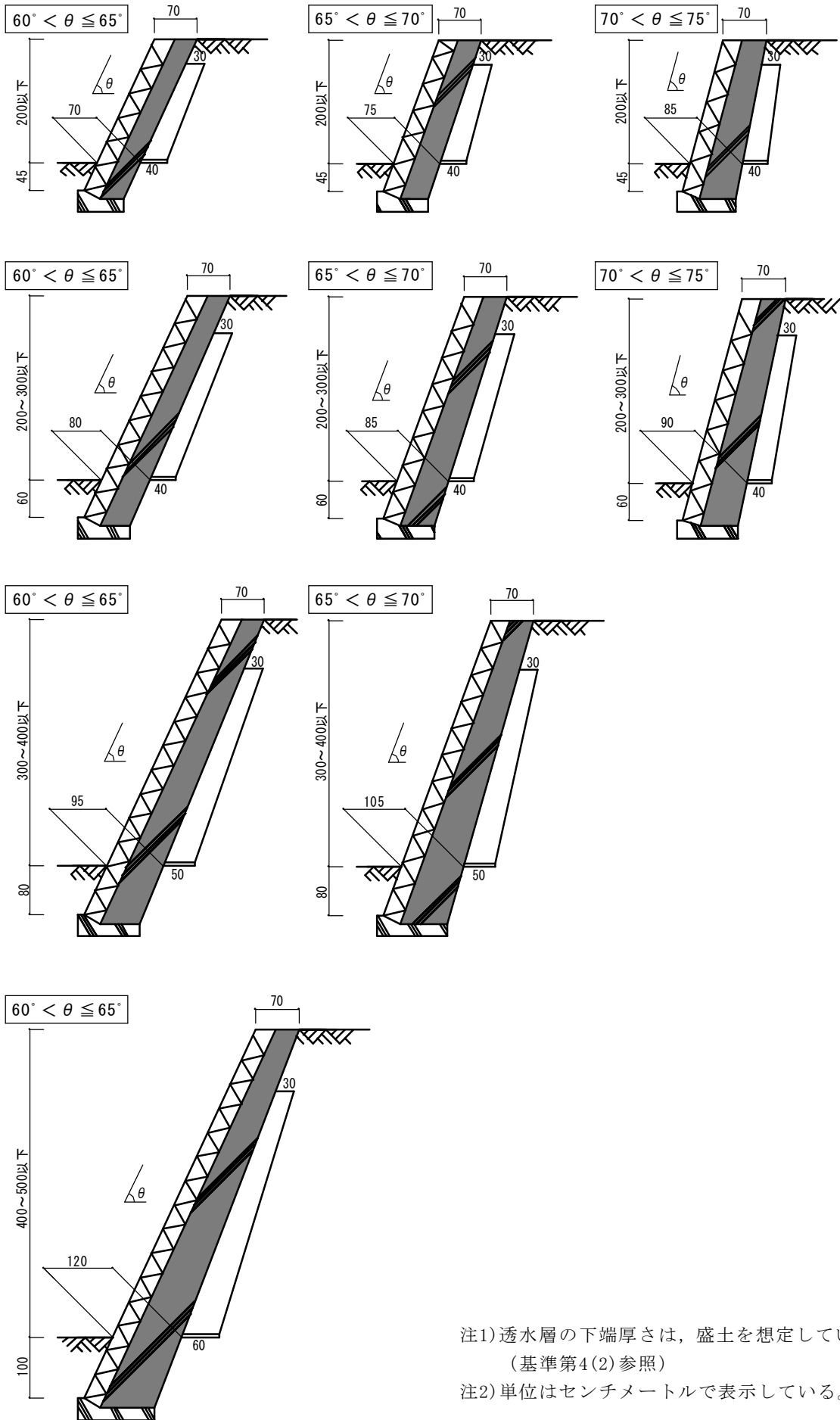
がけの土質：真砂土，関東ローム，硬質粘土その他これらに類するもの（シラス）



注1) 透水層の下端厚さは，盛土を想定している。
（基準第4(2)参照）

注2) 単位はセンチメートルで表示している。

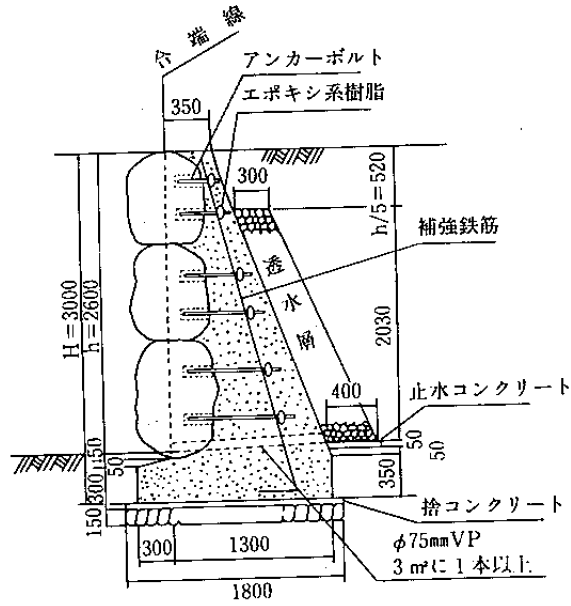
がけの土質：その他の土質



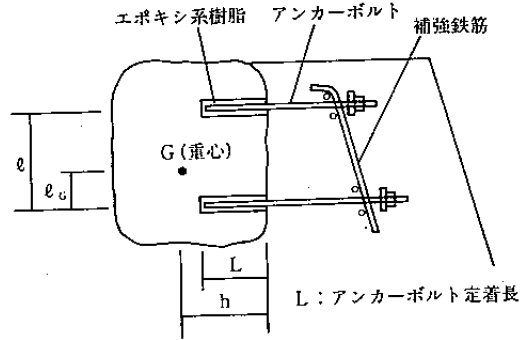
注1) 透水層の下端厚さは、盛土を想定している。
(基準第4(2)参照)

注2) 単位はセンチメートルで表示している。

別図 2

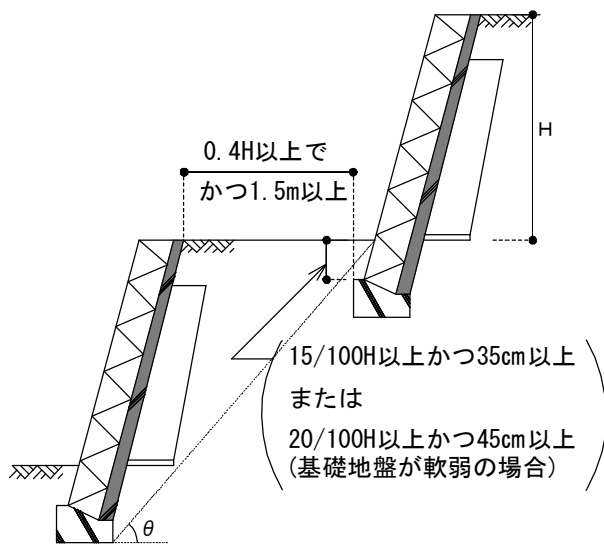


アンカーボルトの詳細を以下に示す。



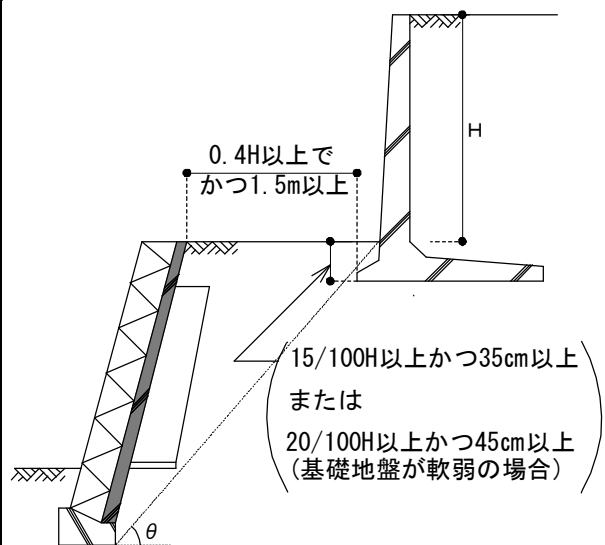
宅地防災マニュアルの解説<第二次改訂版>抜粋

別図 3



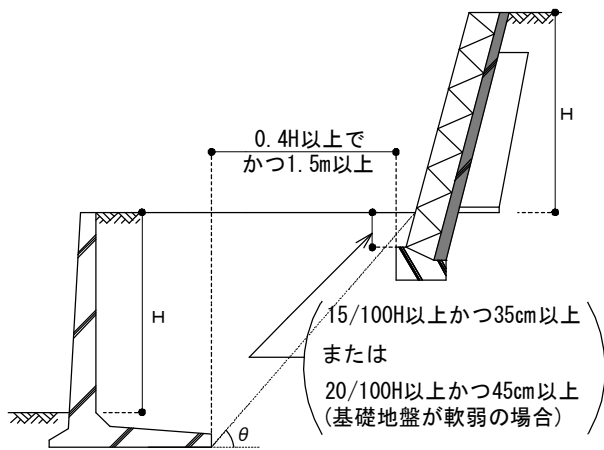
上段擁壁，下段擁壁とも
間知石で築造する場合

別図 4



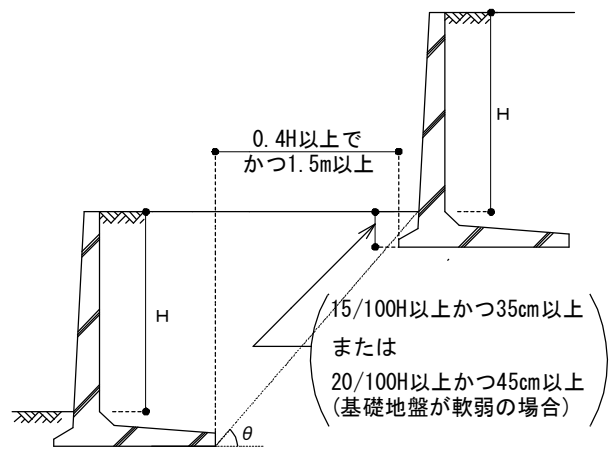
上段擁壁を鉄筋コンクリート造擁壁，
下段擁壁を間知石で築造する場合

別図 5



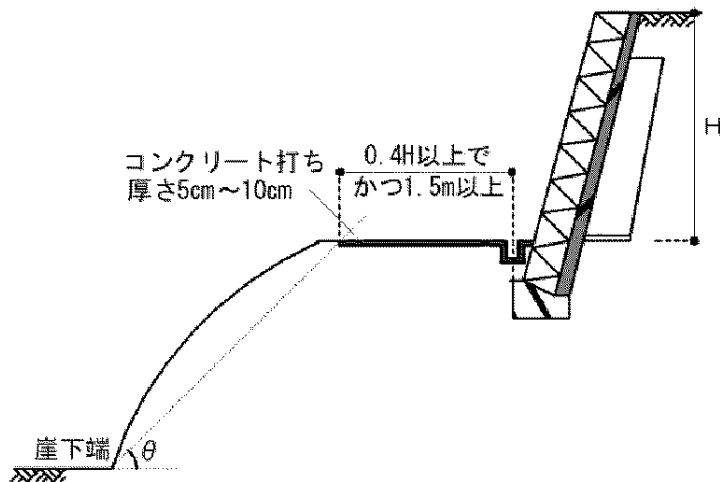
上段擁壁を間知石、下段擁壁を鉄筋コンクリート造で築造する場合

別図 6



上段擁壁、下段擁壁とも鉄筋コンクリート造擁壁で築造する場合

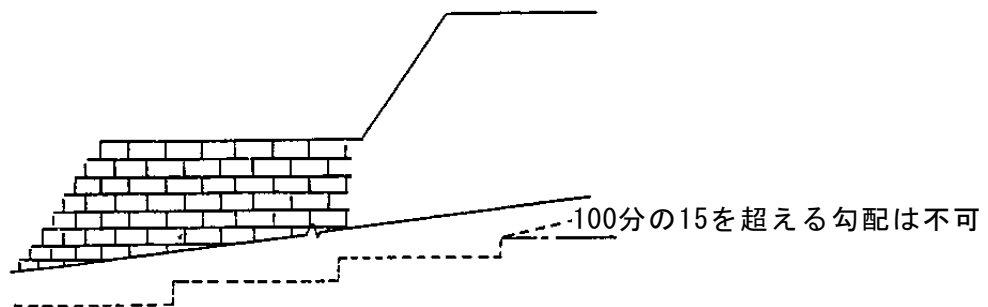
別図 7



斜面上に擁壁を設置する場合

別図 8

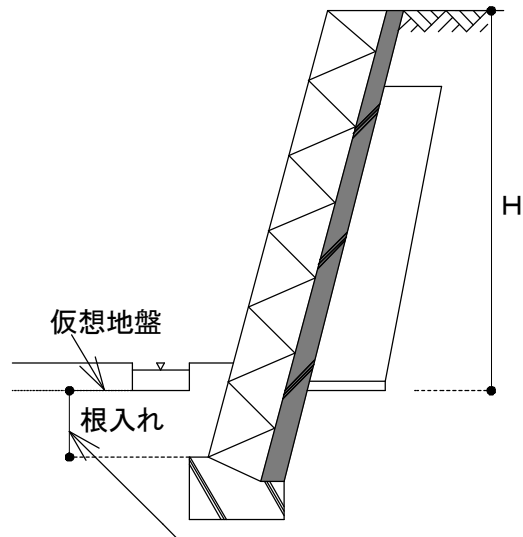
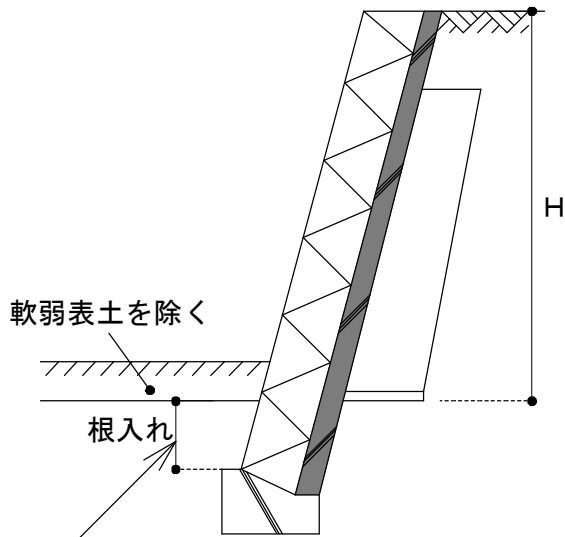
斜面に沿った擁壁の場合



擁壁の根入れ

一般的な場合

水路，側溝，河川等に接する場合

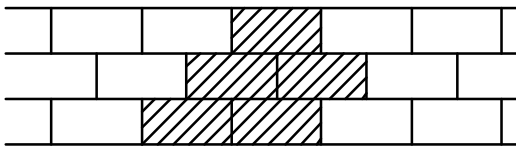


(15/100H以上かつ35cm以上
または
20/100H以上かつ45cm以上
(基礎地盤が軟弱の場合))

(15/100H以上かつ35cm以上
または
20/100H以上かつ45cm以上
(基礎地盤が軟弱の場合))

目地

練積み造擁壁の施工目地

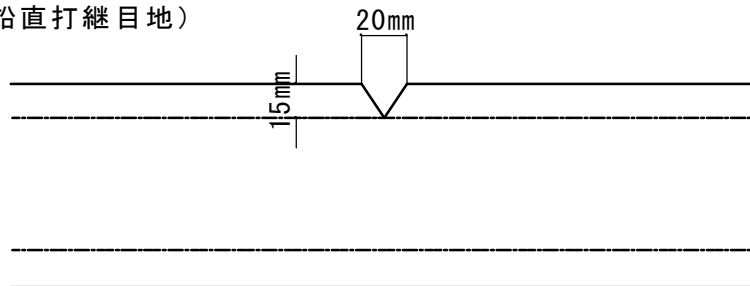


破れ目地



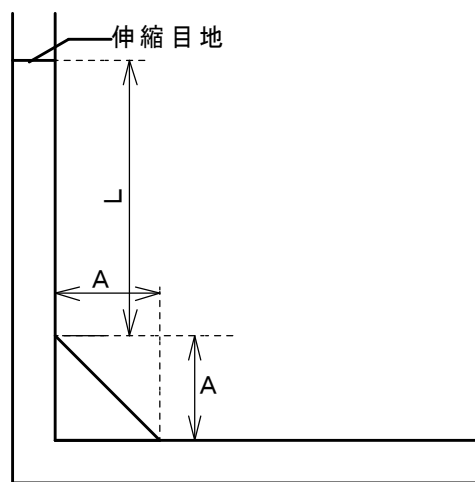
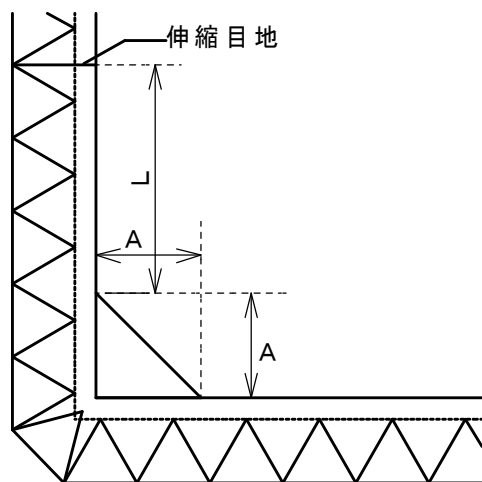
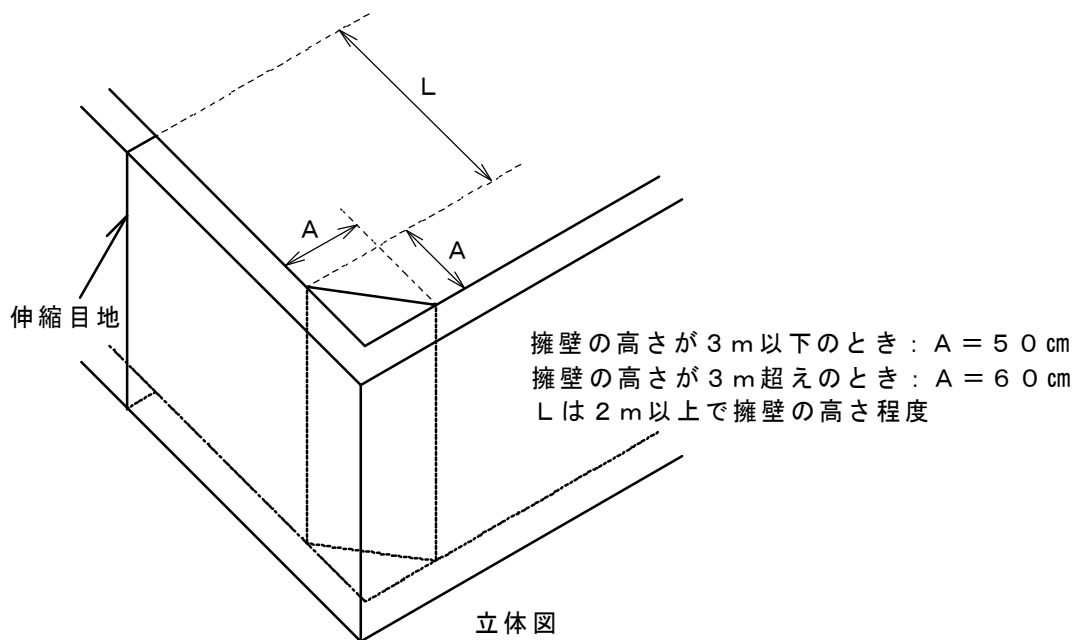
芋目地 (使用不可)

盲目地 (鉛直打継目地)



注) 間隔は9m以内とする。

擁壁の隅部の補強方法

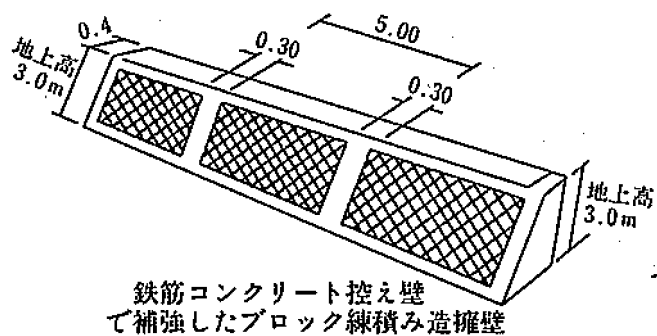


間知石の場合

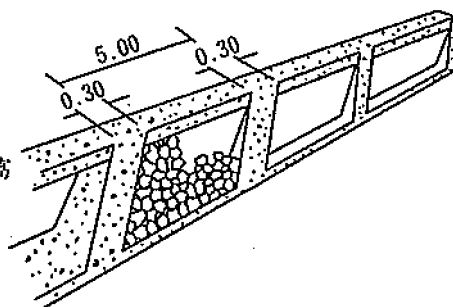
平面図

鉄筋コンクリートの場合

控え壁



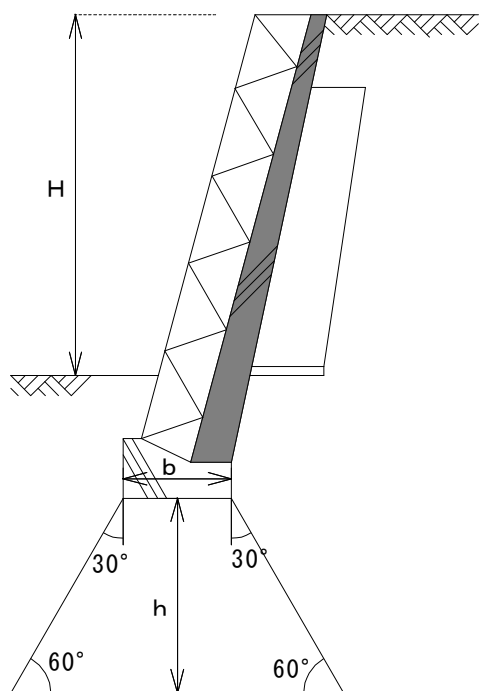
(a) 正面図



(b) 背面図

宅地防災マニュアルの解説<第二次改訂版>抜粋

基礎地盤の改良の例（盛土）



擁壁の高さ(H)	h
2.0 m ~ 2.5 m	1.8 b
2.5 m ~ 3.0 m	2.2 b

※置換材料は、砂、砂利、栗石等とする。

1 設計段階における注意事項

- (1) 盛土、斜面及び軟弱地盤上に設置する擁壁は、原則として高さ3 m以下となるよう配慮するものとする。
- (2) 高さ5 mを超える擁壁は原則としてコンクリート擁壁とすること。
- (3) 国、県又は市町村へ帰属することとなる公共の用に供する敷地内には、これに隣接する擁壁の基礎を突出しないこと。
- (4) 幅員4 m以下の道路の境界線際に擁壁を設置する場合は、道路の中心から2 m以上後退すること。ただし、当該道路がその中心からの水平距離2 m未満でがけ地、川等に沿う場合は、当該がけ地等の公道の側の境界線から道の側に水平距離4 m以上後退すること。
- (5) 擁壁の設置場所の地盤については、地質調査及び土質試験を必ず行うこと。

2 施工段階における注意事項

- (1) 鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造擁壁
 - ① コンクリートの養生
コンクリート打込み中及び打込後5日間はコンクリートの温度が摂氏2度をくだらないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないよう養生すること。
 - ② 酸、塩、有機物及び泥土の排除
骨材、水及び混和剤には、コンクリートの凝結を妨げるような酸、塩、有機物及び混土を含まないこと。
 - ③ 骨材の大きさ
骨材の大きさは、鉄筋相互間及び鉄筋と型枠との間を容易に通りうる程度の大きさにすること。
 - ④ コンクリートの強度
コンクリートの4週圧縮強度は、18N/mm²以上とすること。
 - ⑤ 鉄筋の強度
鉄筋は引張基準強度は235N/mm²以上とし、計算は日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準」によること。
 - ⑥ 鉄筋の末端の安定
鉄筋の末端はかぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出さないように定着すること。ただし、異形鉄筋については、この限りでない。
 - ⑦ 主筋の継手
主筋の継手は、構造部材における引張り力の最も小さい部分に設け、継手の重ね長さは、溶接する場合を除き、主筋の径（径の異なる主筋をつなぐ場合には、細い主筋の径）の25倍以上とすること。ただし、主筋の継手を引張り力の最も小さい部分に設けることができない場合には、その重ね長さは主筋の径の40倍以上とすること。
 - ⑧ 鉄筋のかぶり厚さ
鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、土に接する部分にあつては6 cm以上（基礎にあつては捨てコンクリートの部分を除いて6 cm以上）とし、その他の部分は4 cm以上にしなければならない。
 - ⑨ 引張鉄筋の定着
引張鉄筋の定着される部分の長さは、主筋に溶接する場合を除き、その径の40倍以上としなければならない。
- (2) 練積み造擁壁
 - ① 裏込め施工に関しては、沈下が生じて擁壁の背面が倒れたり、破壊したりしないようあらかじめ十分締め固めること。
 - ② 胴込め及び裏込めコンクリートの打込みはコンクリートが間知石と一体になるよう十分突き固めること。
 - ③ 芋目地の禁止
組積にあたっては、破れ目地積みとし、目地塗り面の全部にモルタルがいきわたるように

すること。

- ④ 石の水洗い
間知石，間知ブロック等を組積みするにあたっては，十分水洗いをすること。
- ⑤ コンクリートの強度
コンクリートの4週圧縮強度は，18N/mm²以上とすること。
- ⑥ コンクリートの調合
コンクリートの打ち上がりが均質で密実になるように，その調合を定めること。
- ⑦ 地耐力
水田，湿地帯の軟弱な地盤に擁壁を設ける場合には，くい等によって擁壁の支持を図ること。

参考 土質関係資料

1 盛土の場合の土圧

土 質	土の単位体積重量 r	土圧係数
砂又は砂利	17.7 kN (1.8 t/m ³)	0.35
砂質土	16.7 kN (1.7 t/m ³)	0.40
粘土，シルト又はそれらを多量に含む土	15.7 kN (1.6 t/m ³)	0.50

2 摩擦係数

土 質	摩擦係数
岩，岩層，砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト，粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15cm までの深さの土を砂利又は砂に置きかえた場合に限る。）	0.3

3 許容地耐力

次の(1)と(2)の資料のうち，原則として(1)の資料によって設計すること。(2)の資料による場合は正確なボーリングデータ又は土質試験資料によって現地の土質が確かめられた場合に限る。

(1) 地盤の許容応力度

(建築基準法施行令第93条による)

地 盤	長期に生ずる力に対する 許容応力度 (単位：kN/m ²)	短期に生ずる力に対する 許容応力度 (単位：kN/m ²)
岩盤	1,000	長期に生ずる力に対する 許容応力度のそれぞれの 数値の2倍とする。
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤 (※)	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

(※) 地震時に液状化のおそれのないものに限る。

(2) 長期許容地耐力度

〔「小規模建築物基礎設計の手引き」(社) 日本建築学会 資料〕

地 盤		長期許容 地耐力度(*4) (kN/m ²)	備 考	
			N 値	N sw 値
土 丹		3 0 0	3 0 以上	
礫 層	密実なもの	6 0 0	5 0 以上	
	密実でないもの	3 0 0	3 0 以上	
砂質地盤	密なもの	3 0 0	3 0 ~ 5 0	4 0 0 以上
	中位のもの	2 0 0	2 0 ~ 3 0	2 5 0 ~ 4 0 0
		1 0 0	1 0 ~ 2 0	1 2 5 ~ 2 5 0
	ゆるいもの(*1)	5 0	5 ~ 1 0	5 0 ~ 1 2 5
	非常にゆるいもの(*1)	3 0 以下	5 以下	5 0 以下
粘土質地盤	非常に堅いもの	2 0 0	1 5 ~ 3 0	2 5 0 以上
	堅いもの	1 0 0	8 ~ 1 5	1 0 0 ~ 2 5 0
	中位のもの	5 0	4 ~ 8	4 0 ~ 1 0 0
	軟らかいもの(*2)	3 0	2 ~ 4	0 ~ 4 0
	非常に軟らかいもの(*2)	2 0	4 以下	W sw 1 0 0 以下
関東ローム	堅いもの	1 5 0	5 以上	5 0 以上
	やや堅いもの	1 0 0	3 ~ 5	0 ~ 5 0
	軟らかいもの(*3)	5 0	2 以下	W sw 1 0 0 以下
備 考	N 値は、標準貫入試験において30cm貫入に要した打撃回数。 N sw : 回転により貫入させたときの貫入量 1 m 当たりの半回転数 (回/m) W sw : 1 kN 以下で貫入した場合の荷重 (kN)			

(*1) 液状化の検討を要する。

(*2) 過大な沈下に注意を要する。

(*3) 二次堆積土では長期許容地耐力 2 0 kN/m² 以下のこともある。

(*4) 短期許容地耐力は長期の 1.5 ~ 2.0 倍をとることができる。

確認申請事務処理要領

(1) 申請書の提出

申請書は正 2 部及び副 1 部とし、それぞれ次の各号の添付図書（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印をしたものに限る。）とともに左綴として、擁壁の所在地を管轄する市町村長等へ提出する。

- ① 代理者によって確認の申請を行う場合にあつては、委任状
- ② 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証の写し
- ③ 次表 A 欄に掲げる図書（それぞれの図書には B 欄に掲げる事項を明示すること。ただし、他の図書に明示することにより、本来の図書に明示しないことは可能とする。）

A 添付すべき図書	B 明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺 (1/100~1/300) 及び方位
	敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別
	土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ
	擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法
	地盤高その他の地形上特記すべき事項
平面図又は横断面図	縮尺 (1/200以上)
	主要部分の材料の種別及び寸法

	擁壁の各部の位置，寸法及び構造方法
	がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別，寸法及び平面形状
	近接又は接合する建築物又は工作物の位置，寸法及び構造方法
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置，寸法及び構造方法並びに材料の種別
側面図又は縦断面図	縮尺（1/200以上）
	工作物の高さ
	主要部分の材料の種別及び寸法
	がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別，寸法並びに立面形状
	近接又は接合する建築物又は工作物の位置，寸法及び構造方法
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置，寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
	擁壁を設置する前後の地盤状況及び土質の種類
構造詳細図	縮尺（1/20～1/30）
	主要部分の材料の種別及び寸法
	透水層の位置及び寸法，水抜穴の位置及び寸法
	基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置，材料及び寸法（基礎地盤の改良を行う場合は寸法及び置換材料の土質）
	鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造擁壁
	： 施工目地及び伸縮目地の位置，構造及び寸法
	： 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法
	： 鉄筋の配置，径，継手及び定着の方法
	： 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
	練積み造擁壁
： 石材寸法	
： 裏込めコンクリートの品質及び寸法	
基礎伏図	基礎の配置，構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
敷地断面図 基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置
	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
	基礎の底部に作用する荷重の数値及び算出根拠
使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
施工方法等計画書	打撃，圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置
	コンクリートの強度試験方法，調合及び養生方法
	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
構造方法への適合審査に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
構造計算書	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
	令第142条第1項第五号の構造計算の結果及びその算出方法 （宅地造成等規制法施行令第14条の規定に基づき国土交通大臣が認める擁壁の場合は，計算書の添付は要しない。ただし，この場合は，宅地造成等規制法施行令第14条の規定による国土交通大臣が認める基準に適合することを証する書面（国土交通大臣による認定書又は宅地造成等規制法施行規則第5条第2項に基づく認証を受けたことを証する書面）が添付されている場合に限り，かつ，設計図書に同書面による仕様内容に適合することを明示すること。）

(2) 申請書の記入要領

- ① 敷地の地名及び地番は，建築敷地の地名及び地番（枝番を含む）をすべて記入する。
- ② すべての寸法はメートル法により，かつ，小数点以下2位まで記入するものとし，小数点3位以下は切り捨てる。

建築基準法（抜粋）

第88条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第3条、第6条（第3項及び第5項から第12項までを除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては、同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第6条の2（第3項から第8項までを除く。）、第6条の3（第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第7条から第7条の4まで、第7条の5（第6条の3第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第8条から第11条まで、第12条第5項（第四号を除く。）及び第6項から第8項まで、第13条、第18条（第4項から第11項まで及び第22項を除く。）、第20条、第28条の2（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第32条、第33条、第34条第1項、第36条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第37条、第40条、第3章の2（第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第86条の7第1項（第28条の2（第86条の7第1項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第86条の7第2項（第20条に係る部分に限る。）、第86条の7第3項（第32条、第34条第1項及び第36条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで及び第18条第22項の規定を準用する。この場合において、第20条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 （略）

3 第3条、第8条から第11条まで、第12条（第5項第四号を除く。）、第13条並びに第18条第1項及び第23項の規定は、第66条に規定する工作物について準用する。

4 第1項中第6条から第7条の5まで、第18条（第1項及び第23項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法第8条第1項本文若しくは第12条第1項又は都市計画法第29条第1項若しくは第2項若しくは第35条の2第1項本文の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。

建築基準法施行令（抜粋）

第142条 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定（第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第36条の3から第39条まで、第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第73条第1項、第74条、第75条、第79条、第80条（第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。）、第80条の2及び第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を準用する。

H12.5.31国交省告示第1449号（抜粋）

建築基準法施行令第139条第1項第四号イ（同令第140条第2項、第141条第2項及び第143条第2項において準用する場合を含む。）及び第142条第1項第五号の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの安全性を確かめるための構造計算の基準を第1から第3までに定め、同令第139条第1項第三号（同令第140条第

2項、第141条第2項及び第143条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、高さが60mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を第4に定める。

第1, 2 (略)

第3 令第138条第1項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令第7条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は実験その他の特別な研究による場合にあっては、この限りでない。

- 一 宅地造成等規制法施行令第6条第1項各号のいずれかに該当するがけ面に設ける擁壁
- 二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられたがけ面に設ける擁壁
- 三 宅地造成等規制法施行令第8条に定める練積み造の擁壁の構造方法に適合する擁壁
- 四 宅地造成等規制法施行令第14条の規定に基づき、同令第6条第1項第二号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁

第4 (略)

建築基準法施行規則 (抜粋)

第3条 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一 別記第10号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)
 - イ 次の表1の各項に掲げる図書
 - ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあっては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類
 - (1) 次の表2の各項の(イ)欄に掲げる工作物 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書
 - (2) (略)
- 二 代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、委任状
- 三 設計者が建築士である場合にあっては、建築士免許証の写し

表1

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別
	土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ
平面図又は横断面図	縮尺
	主要部分の材料の種別及び寸法
側面図又は縦断面図	縮尺
	工作物の高さ
	主要部分の材料の種別及び寸法
構造詳細図	縮尺
	主要部分の材料の種別及び寸法
構造計算書	応力算定及び断面算定

表2(4)

(イ)	(ロ)	
	図書の種類	明示すべき事項
令第142条の規定が適用される工作物	配置図	擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法
	平面図又は横断面図	がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法
		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別

側面図又は縦断面図	がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別，寸法並びに立面形状
	近接又は接合する建築物又は工作物の位置，寸法及び構造方法
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置，寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法
	鉄筋の配置，径，継手及び定着の方法
	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
基礎伏図	基礎の配置，構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置
	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
	基礎の底部に作用する荷重の数値及び算出根拠
使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
施工方法等計画書	打撃，圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置
	コンクリートの強度試験方法，調合及び養生方法
	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
令第38条第3項若しくは第4項，令第39条第2項，令第79条第2項，令第80条の2，又は令第142条第1項第五号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第142条第1項第五号の構造計算の結果及びその算出方法

宅地造成等規制法（抜粋）

（宅地造成に関する工事の技術的基準等）

第9条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は，政令（その政令で道府県の規則に委任した事項に関しては，その規則を含む。）で定める技術的基準に従い，擁壁，排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 （略）

宅地造成等規制法施行令（抜粋）

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第6条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは，次のとおりとする。

- 一 切土又は盛土（第3条第四号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し，これらの崖面を覆うこと。
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって，その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し，かつ，次のいずれかに該当するものの崖面
 - (1) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの
 - (2) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え，同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- 二 前号の擁壁は，鉄筋コンクリート造，無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
 - 2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については，同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず，その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第7条 前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
 - 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
 - 三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
 - 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
 - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
 - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
 - 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
 - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表一を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
 - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第8条 第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第9条 第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第10条 第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第11条 法第8条第1項本文又は第12条第1項の規定による許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの（第6条の規定によるものを除く。）については、建築基準法施行令第142条（同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

(崖面について講ずる措置に関する技術的基準)

第12条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁で覆われた崖面を除く。）が風化その他の浸食から保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

第13条（略）

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第14条 構造材料又は構造方法が第6条第1項第二号及び第7条から第10条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。

別表第1（第6条関係）

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60°	80°
風化の著しい岩	40°	50°
砂利、真砂土、関東ローム、砂質粘土その他これらに類するもの	35°	45°

別表第2（第7条、第19条関係）

土質	単位体積重量（1m ³ につき）	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3（第7条、第19条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置きかえた場合に限る。）	0.3

別表第4（第8条関係）

		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70°を超え	2m以下	40cm以上
		75°以下	2mを超え3m以下	50cm以上
		65°を超え	2m以下	40cm以上
		70°以下	2mを超え3m以下	45cm以上
			3mを超え4m以下	50cm以上

		65°以下	3m以下	40cm以上
			3mを超え4m以下	45cm以上
			4mを超え5m以下	60cm以上
第2種	真砂土, 関東ローム, 硬質粘土その他これらに類するもの	70°を超え75°以下	2m以下	50cm以上
			2mを超え3m以下	70cm以上
		65°を超え70°以下	2m以下	45cm以上
			2mを超え3m以下	60cm以上
		65°以下	3mを超え4m以下	75cm以上
			2m以下	40cm以上
			2mを超え3m以下	50cm以上
			3mを超え4m以下	65cm以上
第3種	その他の土質	70°を超え75°以下	4mを超え5m以下	80cm以上
			2m以下	85cm以上
			2mを超え3m以下	90cm以上
			2m以下	75cm以上
		65°を超え70°以下	2mを超え3m以下	85cm以上
			3mを超え4m以下	105cm以上
		65°以下	2m以下	70cm以上
			2mを超え3m以下	80cm以上
		3mを超え4m以下	95cm以上	
		4mを超え5m以下	120cm以上	

宅地造成等規制法施行規則（抜粋）

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第3項、第8条第1項、第12条及び第14条並びに宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第2条、第20条及び第25条の規定に基づき、宅地造成等規制法施行規則を次のように定める。

（擁壁認定の基準）

第5条 国土交通大臣は、令第6条第1項第二号及び第7条から第10条までの規定によらない擁壁であって、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第14条の規定に基づき、令第6条第1項第二号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によって築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものである場合においては、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

（認証）

第6条 前条第2項の認証（以下単に「認証」という。）は、第8条から第10条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）が行うものとする。

2 認証を申請しようとする者（以下「認証申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

- 一 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る工場の名称及び所在地
- 三 その他登録認証機関が必要と認める事項

建築基準法に関する取扱い

鹿児島県土木部建築課（令和2年1月）

本取扱いの利用に際して

- (1) 本取扱いは、これまでの建築基準法における取扱いを整理し、公表するものです。
- (2) また、下記の刊行物を原則として準用しています。
 - 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2017年度版）
編集：日本建築行政会議 発行：一般財団法人建築行政情報センター
 - 建築物の防火避難規定の解説2016
編集：日本建築行政会議 発行：株式会社ぎょうせい
- (3) 個々の事案は多種多様であることから、本取扱いによりがたい場合は、別途、県庁建築課等にご相談ください。
- (4) 本取扱いは随時、必要な改訂を行っていくこととします。
- (5) 本取扱いにおいて使用している略語のうち、主なものは次のとおりです。

法	建築基準法
令	建築基準法施行令
国交告	国土交通省告示
建告	旧建設省告示
通達	建設省住宅局建築指導課通達等
基準総則	基準総則・集団規定の適用事例（2017年度版）（日本建築行政会議編集）
防避解説	建築物の防火避難規定の解説2016（日本建築行政会議編集）
設備指針	建築設備設計・施工上の指導指針2013年版（日本建築行政会議編集）
構造関係技術基準解説書	2015年度版建築物の構造関係技術基準解説書
質疑応答集	建築基準法質疑応答集（建築基準法研究会編）

～ 目 次 ～

第1 『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて		1
第2 『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取扱いについて		5
第3 本 編		
1 総則	(1)手続き	
	既存不適格建築物の移転	9
	確認申請と手数料について	10
	アルミ合金製の建築物に係る建築確認申請について	11
	建築物に設置する広告板について	12
	工作物への準用について	13
	(2)定義	
	建築物について	14
	床面積のない廊下で接続する建築物に係る「一の建築物」について	15
	(3)面積, 高さ, 階数	
	面積算定における小数点について	16
	工作物の高さについて	17
	吹きさらしの廊下について	18
	(4)一般構造	
	採光における2室を1室とみなす規定の適用について	19
2 集団規定	(1)道路, 接道	
	敷地の接道長さについて	20
	(2)用途地域	
	工場について	21
	ガソリンスタンド(給油取扱所)の用途について	22
3 防火避難 規定関係	(1)耐火・防火	
	外壁の延焼のおそれのある部分に設ける特定防火設備について	23
	窓その他の開口部を有しない居室等について	24
	無窓の居室を区画する主要構造部について	25
	たて穴区画における屋外階段について	26
	(2)避難施設等	
	防煙壁の構造について	27
	非常用の進入口の混用等について	28
	(3)内装制限等	
	木造共同住宅等の木造階段裏の仕上げについて	29
4 構造規定		
	RC造でAw=0(壁量0)となる場合の構造計算について	30
	積載荷重の大きな用途に供する建築物について(S造ルート1-2不可)	31
	鉄骨ブレース構造における柱はりの幅厚比規定について	32
5 その他		
	出入口が道路に面していない長屋について	33
第4 資料編		
1 総則	手続き	
	中間検査について	34
2 集団規定	形態規制	
	用途地域の指定のない区域内の容積率・建ぺい率・高さの指定について	35
	機械室その他これに類する部分の容積率緩和の許可基準について	36
3 構造規定		
	構造計算の各方向別の適用について	37
	鉄骨造の畜舎告示(H14国交告474号)の適用について	38
	積雪荷重について	39
	風圧力について	40

第1

『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて

『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて (1/4)

基準総則は、下記のとおり取り扱う。

◎：そのままの取扱いとするもの
○：追加の取扱いが有るもの（備考追P）

ページ	タイトル	取扱	備考
1-1	用語の定義		
	(1) 建築物の定義		
12	屋根及び柱・壁を有する工作物に類する構造	◎	
14	海水浴場の休憩所	◎	
15	テント工作物	◎	
16	車両を利用した工作物	◎	
17	コンテナ	◎	
18	係留船（係留型の海洋建築物）	◎	
19	機械式自動車車庫	◎	
21	開閉できる屋根を持つ工作物	◎	
22	跨線橋、プラットホームの上家その他これらに類する施設	◎	
26	貯蔵槽その他これらに類する施設	◎	
27	小規模な倉庫	◎	
28	一の建築物	◎	
	(2) 特殊建築物		
30	予備校	◎	
31	多目的体育館	◎	
32	スポーツの練習場	◎	
33	幼保連建型認定こども園	◎	
36	児童福祉施設等	◎	
38	集会場	◎	
39	ダンスホール	◎	
40	ナイトクラブ	◎	
41	カラオケルーム	◎	
42	長屋、共同住宅	◎	
43	戸建型グループホーム	◎	
	(3) 居室		
44	居住、執務等その他これらに類する目的のために継続的に使用する室	◎	
	(4) 延焼のおそれのある部分		
45	建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係	◎	
	(5) 建築等		
46	改築	◎	
47	大規模の修繕、大規模の模様替	◎	
	(6) 工事施工者		
48	工事の請負人	◎	
1-2	適用の除外		
49	工事の着手	◎	
1-3	確認申請		
50	メニュープラン方式の住宅供給の場合のプラン確定前後の確認手続き	◎	
1-4	仮設建築物		
52	工事現場に設ける仮設建築物	◎	
53	公益上必要な応急仮設建築物	◎	
54	仮設興行場等の仮設建築物	◎	
1-5	用途変更		
55	用途変更	◎	
1-6	工作物		
58	ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等	◎	
59	建築物と一体的な広告塔	○	追P12【建築物に設置する広告板】
1-7	面積の算定		
	(1) 建築面積		
60	建築面積の基本的算定方法	◎	
65	外壁面が垂直でない建築物	◎	
66	吹きさらしのベランダ、バルコニー、廊下	◎	
68	自走式自動車車庫	◎	

『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて (2/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
(2) 床面積			
69	床面積の基本的算定方法	◎	
70	ピロティ	◎	
71	ポーチ	◎	
72	公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物	◎	
73	吹きさらしの廊下	○	追P18【 $L_a=0.5m$, $L_b=1m$ 】
75	ベランダ、バルコニー	◎	
77	住宅用エアコンを設置した吹きさらしの廊下、ベランダ及びバルコニー部分	◎	
78	屋内階段	◎	
79	屋外階段	○	追P18【 $L_a=1m$, $L_b=1m$, $L_c=0.5m$ 】
81	屋外階段が接する開放廊下部分	◎	
83	エレベーターシャフト、パイプシャフト等	◎	
85	給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ビット部分	◎	
86	出窓	◎	
88	機械式自動車車庫、機械式自転車車庫	◎	
92	体育館等のギャラリー等	◎	
93	エキスパンションジョイント	◎	
94	壁その他の区画の中心線	◎	
1-8 高さ及び階数の算定			
(1) 高さ			
97	地階	◎	
99	高さに算入しない屋上部分	◎	
101	太陽光発電設備等	◎	
107	屋上突出物	◎	
108	軒の高さ	◎	
(2) 階数			
109	階数に算入しない屋上部分	◎	
110	小屋裏物置等	◎	
112	ラック式倉庫（立体自動式倉庫）、多層式倉庫	◎	
(3) 地盤面			
113	地盤面	◎	
114	3mを超える場合の地盤面	◎	
1-9 その他			
116	22条区域の屋根の構造の適用除外を受ける物置、納屋その他これらに類する建築物	◎	
117	居室の採光	○	追P19【2室を1室とみなす規定】
119	こんろその他火を使用する設備等	◎	
2-1 接道長さ			
122	敷地の接道長さ	◎	
124	敷地と道路に高低差がある場合	◎	
125	2項道路の終端部の接道長さ	◎	
2-2 用途規制			
(1) 住宅			
126	ソーホー（SOHO）	◎	
127	ファミリーホーム	◎	
128	グループホームのサテライト型居住	◎	
129	居住者専用のスパ施設やコンビニエンスストア等の共用施設を複合する共同住宅	◎	
130	生計困難者向けの無料低額宿泊所等	◎	
132	がん終末患者等を看取る施設	◎	
133	ウィークリーマンション	◎	
134	サービスアパートメント	◎	
135	会社の寮、保養所	◎	
(2) 日用品販売店舗等			
136	調剤薬局	◎	
137	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を行う施設	◎	
138	新聞販売所	◎	
139	インターネットカフェ、まんが喫茶	◎	

『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて (3/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
(3) サービス店舗			
140	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を行う施設	◎	
141	カイロプラクティック、足裏マッサージ等を営む施設	◎	
142	まつ毛エクステ専門店	◎	
143	コインランドリー	◎	
144	歯科技工所	◎	
(4) 学習塾等			
145	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	◎	
146	スポーツ幼稚園	◎	
147	疾病予防施設（メディカルフィットネス）	◎	
(5) アトリエ・工房			
148	陶磁器の製造・作品展示施設	◎	
(6) 学校等			
149	近隣住民を対象とした公民館、集会所	◎	
151	認定こども園	◎	
152	フリースクール	◎	
(7) 神社・寺院等			
154	納骨堂（納骨施設）	◎	
(8) 老人ホーム等			
155	小規模保育事業等の用に供する施設等	◎	
157	小規模多機能型居宅介護施設	◎	
158	介護予防センター	◎	
159	障害者支援施設	◎	
160	盲導犬訓練施設	◎	
(9) 診療所			
161	介護老人保健施設	◎	
162	人工透析センター	◎	
163	医療保護施設	◎	
164	がん相談支援センター	◎	
(10) 公益上必要な建築物			
165	防災備蓄庫等	◎	
(11) 老人福祉センター等			
166	老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	◎	
168	視聴覚障害者情報提供施設	◎	
169	地域活動支援センター	◎	
170	地域包括支援センター	◎	
(12) 物販店舗等商業施設			
171	携帯電話販売店	◎	
172	レストランウェディング施設	◎	
173	中古自動車オークション会場	◎	
174	大規模複合アミューズメント施設（風営法適用外）	◎	
175	シアターボックス	◎	
176	シミュレーションゴルフ&バー	◎	
177	音楽練習スタジオ	◎	
178	葬祭場、セレモニーホール	◎	
179	戸建型の家族葬（葬儀）施設	◎	
180	スーパー銭湯	◎	
(13) 事務所			
181	自社事務所内の展示ルーム等	◎	
182	時間貸しオフィス（ビジネスレンタルスペース）	◎	
183	中古自動車買取専門店	◎	

『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)』の取扱いについて (4/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
(14) 工場等			
184	工場等において制限を受ける原動機等	◎	
185	工場における作業場	◎	
186	仕出し屋、学校の給食センター	◎	
187	宅配を主とする弁当屋	◎	
188	植物工場	◎	P14【建築物について(2)農業用温室】
189	エンバークミング施設	◎	
190	ガソリンスタンド併設小規模自動車工場	○	追P21【工場について】
191	物流センター、物流拠点施設	◎	
192	倉庫業を営む倉庫	◎	
193	屋上の自動車車庫	◎	
(15) 動物関連施設			
195	動物病院、犬猫診療所、ペット美容室	◎	
196	ペットの通信販売業(ネットショッピング等)を営む施設	◎	
197	ペットの繁殖・飼育施設	◎	
198	ペット用品販売店	◎	
199	ペットカフェ	◎	
200	老犬・老猫ホーム	◎	
2-3 容積率			
201	容積率を算定する場合の前面道路	◎	
202	住宅及び老人ホーム等の地階に係る容積率不算入	◎	
206	共同住宅の共用の廊下・階段の容積率不算入	◎	
207	共同住宅の共用部分等に係る複合建築物の容積率不算入	◎	
2-4 建築物の敷地面積			
208	所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用できる範囲	◎	
2-5 外壁後退			
209	外壁後退の対象	◎	
210	外壁後退の緩和に係る長さの測り方	◎	
2-6 高さ制限			
211	行止り道路	◎	
213	屈折道路	◎	
214	T字型道路	◎	
215	幅員が一定でない道路	◎	
216	道路と敷地の間に他の敷地がある場合	◎	
217	建築設備等がある場合の後退距離	◎	
218	2以上の異なる水面等が連続して接する場合の高さ制限等の取扱い	◎	
222	敷地と道路に高低差がある場合の後退距離	◎	
223	敷地に地盤面が複数ある場合	◎	
224	斜線制限に関する屋上部分の適用関係	◎	
226	廊下・バルコニー等のパイプ手すり	◎	
2-7 天空率			
227	特殊敷地における適合建築物	◎	
231	入隅敷地等の区域の設定	◎	
232	出隅敷地における区域の設定	◎	
234	隅切り	◎	
235	前面道路が2以上ある場合の区域区分	◎	
240	一の道路の取扱い	◎	
245	算定位置1	◎	
248	算定位置2	◎	
252	高低差がある場合	◎	
255	天空率の算定対象となる建築物の範囲	◎	
256	安全率	◎	
2-8 日影規制			
259	平均地表面	◎	
260	測定線の設定方法	◎	

第2

『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取
扱いについて

『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取扱いについて (1/4)

防避解説は、下記のとおり取り扱う。

◎：そのままの取扱いとするもの
○：追加の取扱いが有るもの（備考追P）

ページ	タイトル	取扱	備考
[法第2条]用語の定義			
1	サウナ室及び住宅の台所に関する防火避難規定の上の非居室の扱い	◎	
2	建築物相互間の取扱い	◎	
3	附属建築物の取扱い	◎	
4	線路敷及び公共水路・緑道等の取扱い	◎	
5	地階における延焼のおそれのある部分の取扱い	◎	
6	最上階から数える階数のとり方（耐火性能）	◎	
7	吹抜き等があり、部分的に階数が異なる場合（耐火性能）	◎	
8	耐火建築物の屋根に設けるトップライトの取扱い	◎	
9	耐火建築物の屋上に設ける修景のための置き屋根の構造	◎	
10	耐火パネルを支持する下地の構造（外壁）	◎	
11	斜材（筋かい）の耐火被覆の取扱い	◎	
12	1階の車寄せなどに設ける大規模なひさしの耐火被覆	◎	
13	高層部と低層部があり、部分的に階数が異なる場合（耐火性能）	◎	
14	耐火構造の外壁に木材・外断熱材等を施す場合の取扱い	◎	
15	耐火構造の屋根の例示仕様について	◎	
16	耐火性能に関する技術基準について	◎	
17	メソネット型共同住宅内の階段の構造	◎	
18	耐火建築物の主要構造部等	◎	
19	準耐火構造の性能基準について	◎	
20	屋内側防火被覆の取扱い	◎	
21	耐火性能検証法	◎	
22	防火設備とみなすそで壁・塀等	◎	
23	耐火構造の外壁を支持する部材の構造（口準耐1）	◎	
24	外壁及び床を不燃材料又は準不燃材料とする範囲（口準耐2）	◎	
25	屋根を不燃材料で造り又はふく構造（口準耐2）	◎	
[法第27条]耐火建築物等			
26	3階建の建築物の3階部分に小規模な売店を有する場合	◎	
27	法第27条の対象となる3階建の共同住宅の取扱い	◎	
28	法第27条の対象となる3階建の診療所の取扱い	◎	
[法第34条]昇降機			
29	非常用のエレベーターの設置免除	◎	
30	設置免除に係る床面積の合計及び階数の取扱い	◎	
31	設置免除に係る法第2条第9の二号口に規定する防火設備の取扱い	◎	
32	非常用のエレベーターの停止階の取扱い	◎	
33	乗降ロビーと屋内との連絡の免除	◎	
34	乗降ロビーの出入口に設ける戸の開閉方向	◎	
35	乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用した場合の必要床面積	◎	
[法第35条]避難施設			
37	法第35条の適用を受ける無窓の居室の範囲	◎	
38	令第116条の2第1項第二号の開口部としての出入口の戸の取扱い	◎	
39	令第117条第2項の区画を建築設備等が貫通する場合	◎	
40	ツインビル等の避難規定上の取扱い	◎	
41	学校のクラブハウスの廊下の幅	◎	
42	直通階段の要件	◎	
43	特別避難階段までの歩行距離	◎	
44	歩行距離の緩和における内装不燃化の範囲	◎	
45	メソネット型共同住宅の住戸の直通階段までの歩行距離	◎	

『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取扱いについて (2/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
46	大規模店舗（床面積の合計が1500㎡を超えるもの）の取扱い	◎	
47	避難上有効なバルコニー等の構造	◎	
48	ホテル・旅館等の宿泊室及び寄宿舍の寝室の範囲	◎	
49	令第121条第1項第六号イのかつ書きにおける用途の取扱い	◎	
50	令第121条第3項に規定する通常の歩行経路	◎	
51	階段の踊場を経由する場合の2方向避難の取扱い	◎	
52	避難階段及び特別避難階段の設置免除	◎	
53	地上階と地階の双方に通ずる特別避難階段の取扱い	◎	
54	屋上広場の設置	◎	
55	屋内避難階段等の階段室内に設ける昇降機の出入口	◎	
56	屋外避難階段とエレベーターの出入口との関係	◎	
57	屋外避難階段の直上・直下にある開口部の取扱い	◎	
58	屋外避難階段から2m未満の距離に設けるはめごろし戸の取扱い	◎	
59	特別避難階段のバルコニー又は付室の床面積	◎	
60	メゾネット型共同住宅の住戸の出入口	◎	
61	5階以上の階のメゾネット型住戸と2以上の直通階段の設置	◎	
62	避難階段等の幅及び避難階段等に通ずる出入口の幅の合計の取扱い	◎	
63	2つの避難階段の踊場が重複する場合の取扱い	◎	
64	大規模店舗で避難階段が複数ある場合の屋外への出口の幅	◎	
65	屋外への出口等に設ける電気錠の取扱い	◎	
66	階段の踊場等における手すりの設置	◎	
67	屋上広場の面積の取扱い	◎	
[法第35条]排煙設備			
68	令第126条の2第1項本文の解釈	◎	
69	令第126条の2第1項ただし書第二号（学校等）	◎	
70	令第126条の2第1項ただし書第三号（階段等）	◎	
71	令第126条の2第1項ただし書第四号（機械製作工場等）	◎	
72	その他（風除室、刑務所等）	◎	
73	令第126条の2第1項ただし書第三号（階段等）の部分との区画	◎	
74	吹抜きのある場合の取扱い	◎	
75	個々に間仕切りされた室を同一防煙区画とみなす場合の取扱い	◎	
76	防煙区画間の仕様	◎	
77	防煙たれ壁に使用するガラスの取扱い	◎	
78	可動防煙たれ壁の取扱い	◎	
79	排煙上有効な開口部（自然排煙口）の取扱い	◎	
80	手動開放装置の取扱い	◎	
81	平12建告第1436号の第三号の天井の高さのとり方	◎	
82	平12建告第1436号の第四号イの適用の範囲（住宅等）	◎	
83	平12建告第1436号の第四号ロの適用の範囲（車庫等）	◎	
84	平12建告第1436号の第四号ハ及びニの適用の範囲	◎	
[法第35条]非常用の照明装置			
85	公衆浴場等の浴室・脱衣室の取扱い	◎	
86	居室の一部が避難経路を兼ねる場合の取扱い	◎	
87	学校等における非常用の照明装置の設置	◎	
88	ホテル等の宿泊室に設ける非常用の照明装置の取扱い	◎	
89	地下駐車場、大規模な倉庫における非常用の照明装置の設置	◎	
90	開放廊下・開放階段の取扱い	◎	
91	物品販売店舗の店内通路の取扱い	◎	
92	小規模な店舗兼用住宅の取扱い	◎	
93	歩行距離が30mを超える大部屋の取扱い	◎	

『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取扱いについて (3/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
94	歩行距離が30mを超える工場の取扱い	◎	
[法第35条]非常用の進入口			
95	非常用の進入口又は代替進入口を設置すべき外壁面	◎	
96	共同住宅に設ける代替進入口の特例	◎	
97	屋窓・ドーマー等の開口部に係る代替進入口	◎	
98	非常用の進入口又は代替進入口の配置	◎	
99	代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い	◎	
[法第35条]敷地内の通路			
100	敷地内の通路の取扱い	◎	
[法第35条の2]避難上の安全検証法			
101	火災の発生のおそれの少ない室	◎	
102	階避難安全検証法	◎	
103	居室の出口の1に達するまでに要する歩行時間	◎	
104	滞留の解消時間	◎	
105	在館者密度	◎	
106	火災成長率	◎	
107	階ごとの検証範囲	◎	
108	ツインビル等の検証方法	◎	
109	全館避難安全検証法	◎	
110	全館煙降下時間	◎	
[法第35条の2]内装制限			
111	調理室等とその他の部分とが一体である室の内装制限	◎	
112	電磁誘導加熱式調理器等の内装制限	◎	
113	内装制限における柱・はり等の取扱い	◎	
114	共同住宅の集会室等及び複合用途建築物内の住戸部分の内装制限	◎	
[法第36条]階段			
115	屋外階段と屋外避難階段の取扱い	◎	
116	階段室型共同住宅における階段の幅の取扱い	◎	
117	メゾネット型共同住宅の住戸からの直通階段の幅	◎	
118	屋外階段の幅及びげきあげ・踏面の寸法等の取扱い	◎	
119	大規模店舗における階段の幅等の取扱い	◎	
120	階段の有効幅員について	◎	
[法第36条]防火区画			
121	大規模なひさしを有する倉庫・工場等の取扱い	◎	
122	用途上やむを得ない場合の取扱い	◎	
123	自主的に主要構造部を耐火構造等とした建築物の取扱い	◎	
124	小規模な廊下・通路等と一体となった階段室の取扱い	◎	
125	自走式立体駐車場の車路部分の取扱い	◎	
126	避難階からその直上階又は直下階のみに通する吹抜きの範囲	◎	
127	店舗・車庫等付3階建住宅(兼用住宅)の竪穴区画	◎	
128	昇降路の壁等を有しないエレベーターの竪穴区画の取扱い	◎	
129	店舗等付共同住宅における異種用途区画の取扱い	◎	
130	物品販売店舗と飲食店舗との異種用途区画の取扱い	◎	
131	パイプスペース等における点検・検針用の戸の取扱い	◎	
132	はめごろし戸を常時閉鎖式防火戸とみなす取扱い	◎	
133	防火区画を構成する床・壁の範囲	◎	
[法第36条]界壁等			
134	界壁の範囲及び構造	◎	
135	防火上主要な間仕切壁	◎	
136	間仕切壁を準耐火構造としない場合の「避難上有効なバルコニー」について	◎	
[法第62条]準防火地域内の建築物			
137	木造3階建における0.2m以内の換気窓の設置位置	◎	

『建築物の防火避難規定の解説(2016)』の取扱いについて (4/4)

ページ	タイトル	取扱	備考
[法第84条の2]簡易な構造の建築物に対する制限の緩和			
138	簡易な構造の建築物の指定について	◎	
139	簡易な構造の建築物の基準について	◎	
[参考]			
141	防災計画の作成について	-	
142	中央管理室（防災センター）	◎	
143	耐火建築物等の屋根に設ける屋上緑化の取扱い	◎	
144	路地状敷地の非常用の進入口の取扱い	◎	
145	昇降機の昇降路の防火区画について	◎	
155	昇降路防火区画参考図集	◎	
160	建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合	◎	
161	独立した自走式自動車車庫の取扱いについて	◎	
167	クロススクリーン	◎	
168	防火区画の壁・床に設けるエキスパンションジョイントの取扱い	◎	
169	ラック式倉庫等の扱い	◎	
171	避難上の安全の検証	◎	

第3

本 編

既存不適格建築物の移転

法第3条第2項で既存建築物を移転する場合の規定については、法施行又は適用の際当該建築物の法又はこれに基づく命令若しくは条例に適合している部分（以下、「既存不適格部分」という。）と適合しない部分（以下、「不適格部分」という。）とに別けて考える必要があり、既存不適格部分は、原則として現行基準への適合を求められないが、不適格部分は現行基準への適合が求められる。

なお、既存建築物を敷地外に移転しようとする場合は、令第137条の16第二号により「交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上」支障がないとして特定行政庁の認定を受ける必要があることに留意されたい。

解説等

- 法第6条第1項に該当する建築物であれば、確認申請を必要とする。
- 基礎を新設する場合は、当該基礎については現行基準に適合させる必要がある。
- 「延焼のおそれのある部分」への移転は、新たに「延焼のおそれのある部分」となる箇所について適合義務が生じ、防火構造にするなどの検討が必要となる。

参 考

関 連

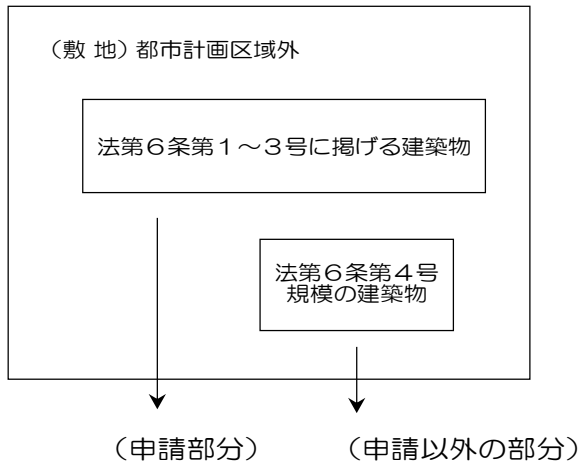
備 考

平成31年4月1日公表

確認申請と手数料について

1 確認申請

- (1) 確認申請は、都市計画区域内外にかかわらず、「敷地」単位とする。
- (2) 都市計画区域外で法第6条第1～3号に掲げる建築物と用途上不可分である同条第4号規模の建築物を同時に建築する場合の確認申請書については、法第6条第1～3号に掲げる建築物を申請部分とし同条第4号規模の建築物を申請以外の部分とし、記載する。



2 手数料

- (1) 確認申請手数料の床面積は、申請に係る敷地における一の建築物又は用途上不可分の関係にある建築物の申請部分の合計の面積とする。
- (2) 法第86条又は法第86条の2の規定により、一団の土地を一つの敷地とみなす認定を受けた敷地において、複数の棟の建築を一件の確認申請とする場合、確認申請手数料は、各建築物の床面積により算出される手数料の合計の額とする。

解説等

参 考	S35通達第2号 質疑応答集P626	
関 連		備 考 平成27年4月1日公表 平成31年4月1日修正

アルミ合金製の建築物に係る建築確認申請について

- (1) 一般に市販されているアルミカーポートなどのアルミ合金製の建築物の確認申請書のうち, 規則第1条の3第1項の表2のうち「令第80条の2に適合することの確認に必要な図書」は, 下記のいずれかとする。
 - ① 国土交通省告示第410号の第2～第8の規定に適合していることの明示
 - ② 同告示の規定に係る認定書（メーカー）の添付
- (2) 確認の特例を受ける住宅等で, 床面積の無いアルミテラス程度で, 「国土交通省告示第410号に適合している」と明示した場合は, 規則第1条の3第1項の表2のうち「(1)法第20条の規定が適用される建築物」の部分の図書は, 不要とする。

解説等

同告示は, 令第80条の2における技術的基準に規定されるものであるが, 確認の特例(令第10条の3第3号ロor第4号ロ)では令第80条の2における技術的基準のうち指定する基準には同告示はないことから, 確認の特例を受けることが出来ない。

したがって, 法第6条第1項第4号建築物でかつ構造計算が不要な規模であっても構造関係図書は添付する必要がある。

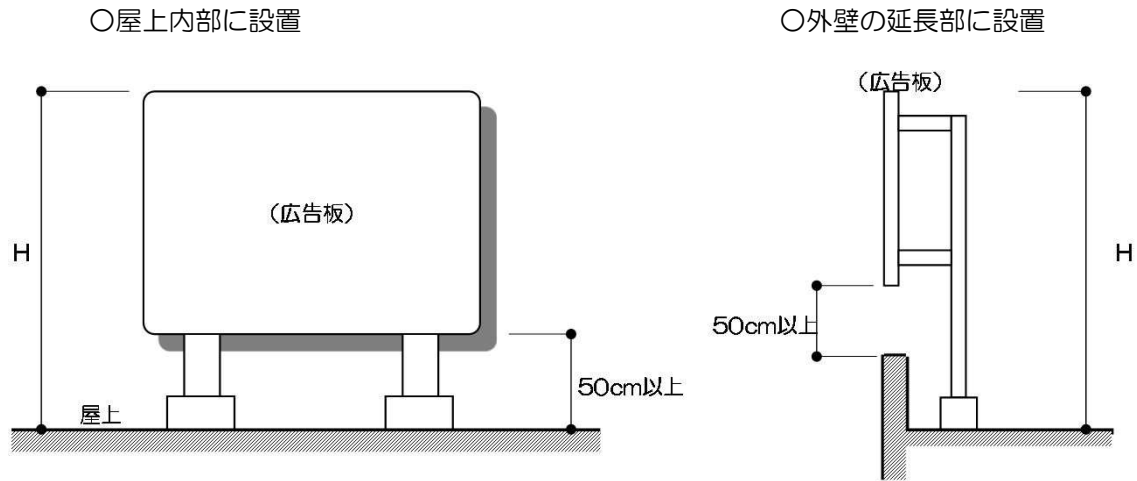
参 考	H14国交告第410号		
関 連		備 考	平成27年4月1日公表

建築物に設置する広告板について

建築物の屋上に突出する広告板で次の条件を満たしているものは、工作物として取扱い、満たさない場合は、建築物の一部とする。

- ① 広告板としての目的だけであること。
- ② 広告板と建築物が、物理的に離れていること。（概ね50cm以上とする。）

（例）広告板の高さ（H）と建築物からの離れについて



高さ又は離れについては、屋上面から算定することとするが、外壁（パラペット等）の延長部に設置する場合の離れについては、連続するパラペット等の上部からとする。

解説等

- ・ 広告板を建築物の一部として取り扱う場合の建築物の高さの算定については、令第2条第1項第6号口の「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」に該当する。
- ・ 外壁、目隠し壁、落下防止の手すりを兼ねた広告板は、上記の条件を満たしていないため、建築物の一部となる。

参考

関連

基準総則P059

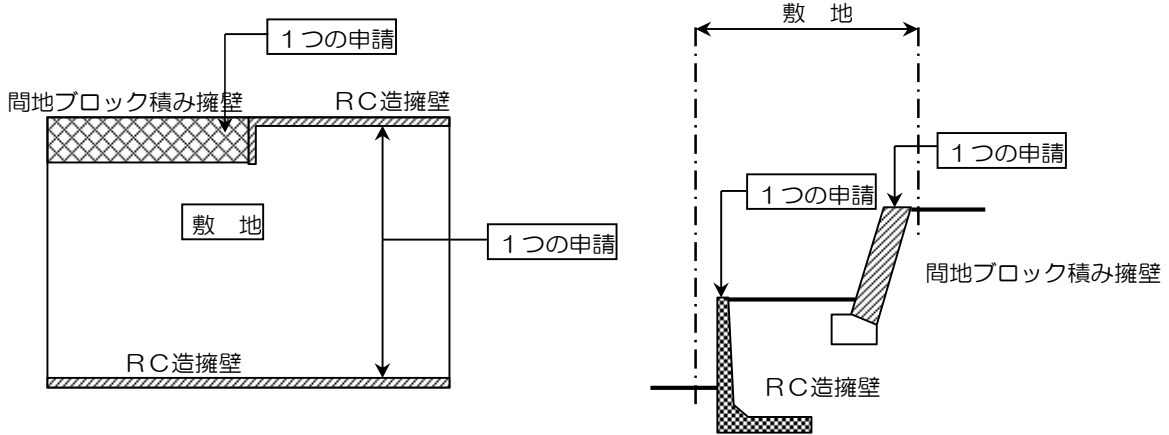
備考

平成27年4月1日公表

工作物への準用について

- (1) 工作物の申請は、1つの工作物ごととするが、連続などした工作物の場合の申請は、それらの構造上の独立性や構造種別などで判断する。

(例) 異なる構造種別の擁壁が混在する場合は、構造種別毎に申請する。



- (2) RC造現場打ち擁壁と、宅地造成等規制法施行令第14条に基づく国土交通大臣認定を取得した既製品RC擁壁の構造種別は、異なるものとする。
- (3) 基礎を共有している擁壁は1つの申請とする。ただし、ゴルフ練習場等に設けられる複数のネットの支柱等で、それらが同じ構造等であるものについては、全体で1つの申請とする。

解説等

参考 質疑応答集P626, 昭和35年住指発第16号

関連 第1(3)工作物の高さ

備考 平成27年4月1日公表

建築物について

- (1) 生コンプラント
 屋根及び柱若しくは壁を有するもので、作業員等が当該施設内部において作業を行うものは、建築物である。
- (2) 農業用温室
 屋根及び壁を有する温室は、建築物である。
 ただし、屋根をビニールなどで覆い、それらが取りはずし自由である場合は、建築物ではない。
- (3) 炭焼窯
 茶室、あづまやその他これらに類するものは、建築物である。

解説等

参 考

関 連

基準総則P012~015

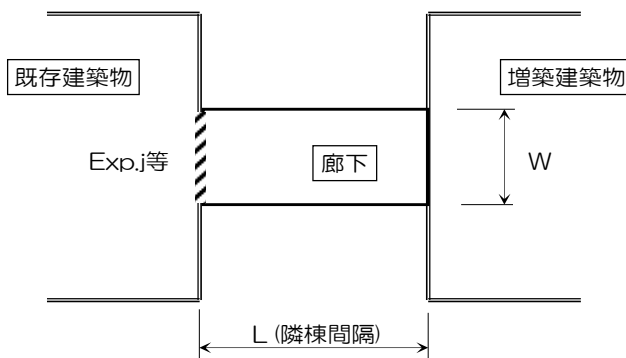
備 考

平成27年4月1日公表

床面積のない廊下で接続する建築物に係る「一の建築物」について

次の条件を満足する床面積のない廊下で接続する建築物は、一の建築物としない。

- (1) 吹きさらしの廊下で接続する。
- (2) 廊下の幅員は床面で4m未満とする。
- (3) 隣棟間隔は、廊下の幅員以上とする。
- (4) それぞれの建築物はエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法により廊下と接続させる。
- (5) 廊下の主要構造部は不燃材料とする。



解説等

吹きさらしの廊下は、昭和61年通達第115号「床面積の算定方法について」による。(基準総則P073)

参考 H19.12建築課通知 「一の建築物」について

関連 基準総則P045

備考 平成27年4月1日公表

面積算定における小数点について

- (1) 面積算定時の小数点以下については下記のとおりとする。
- ①各階の床面積は、小数点以下2位までとし、3位以下を切り捨てる。(単位は平方メートル)
 - ②延べ面積は、①で算定した各階の床面積の合計とする。
 - ③その他の面積についても、小数点以下2位までとし、3位以下を切り捨てる。(単位は平方メートル)
- (2) 建ぺい率及び容積率は、小数点以下2位までとし3位以下を切り上げる。(単位はパーセント)

解説等

参 考	S41住指発第87号
------------	------------

関 連	
------------	--

備 考	平成27年4月1日公表
------------	-------------

工作物の高さについて

各工作物の高さは以下のとおりとする。

- (1) 風車は、回転翼（ブレード）の最大の長さとする。（図1）
- (2) 可動式の鉄塔は、可動部と固定部を含めた高さとする。（図2）
- (3) 携帯電話等のアンテナ鉄塔に設けられるアンテナ部は、構造耐力上主要な部分（鉄柱）に与える応力が軽微であれば高さに含まない。（図3）

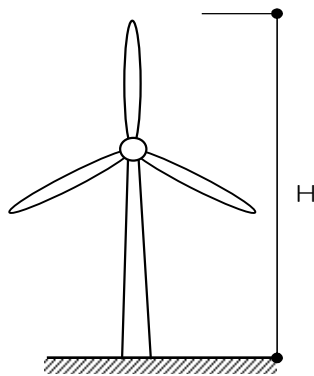


図1

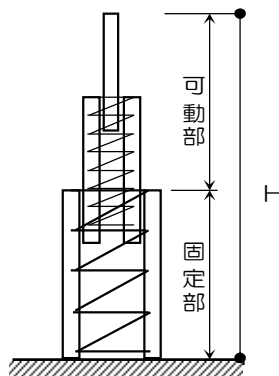


図2

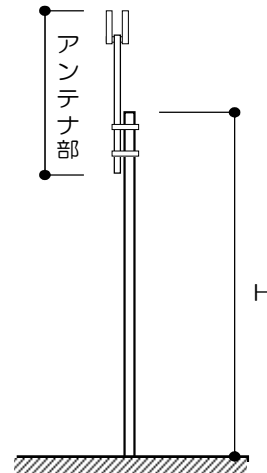


図3

解説等

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備のうち、一定の要件を満たすものは国の技術的助言により建築物の高さに算入されない。（基準総則P101参照）

参考

関連

備考

平成27年4月1日公表

吹きさらしの廊下について

外気に有効に開放されている屋外廊下については、基準総則P074「吹きさらしの廊下」により、この場合のLaは50cm, Lbは1mとする。

なお、外気に有効に開放されている部分の取扱いに関し、住戸の扉・窓の前面に設けられた目隠しや、風防スクリーンについては、プライバシーの保護や風雪の吹き込みを防ぐために必要と認められる範囲のものであれば、外気に有効に開放されているとみなす。

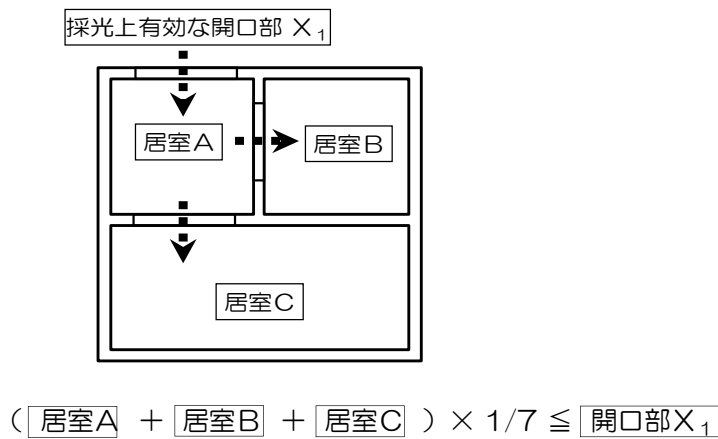
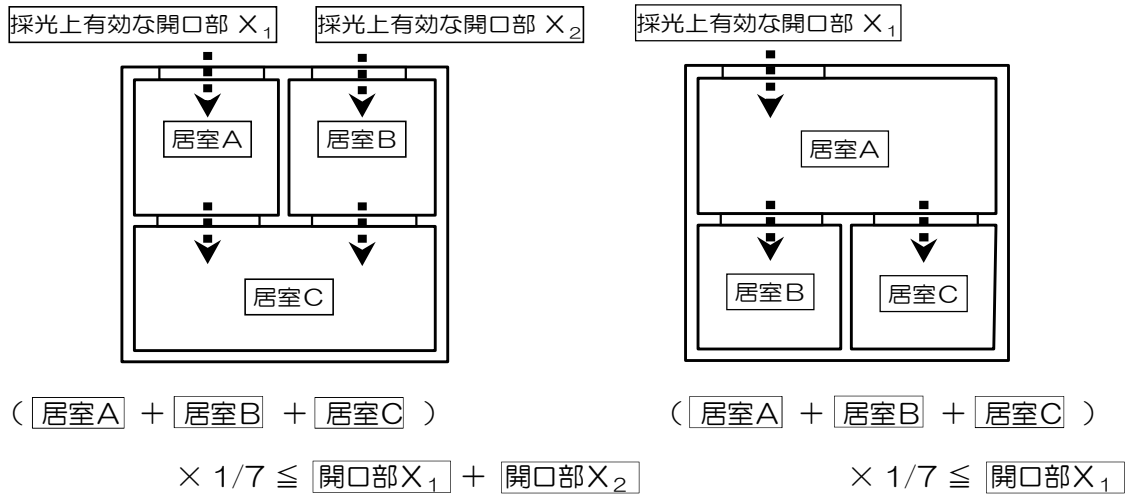
解説等

参 考	床面積の算定方法の解説(建設省住宅局建築指導課監修)
------------	----------------------------

関 連	基準総則P073 (吹きさらしの廊下)	備 考	平成27年4月1日公表
------------	---------------------	------------	-------------

採光における2室を1室とみなす規定の適用について

下図のような3室が接続されている場合、居室(A) + (B) + (C) について開口部X1 (又はX1 + X2) で有効であれば、2室とみなして法第28条第4項の規定を準用する。
 なお、接続する居室間の開口部については、1間以上の随時開放が出来るふすま・障子等とする。



解説等

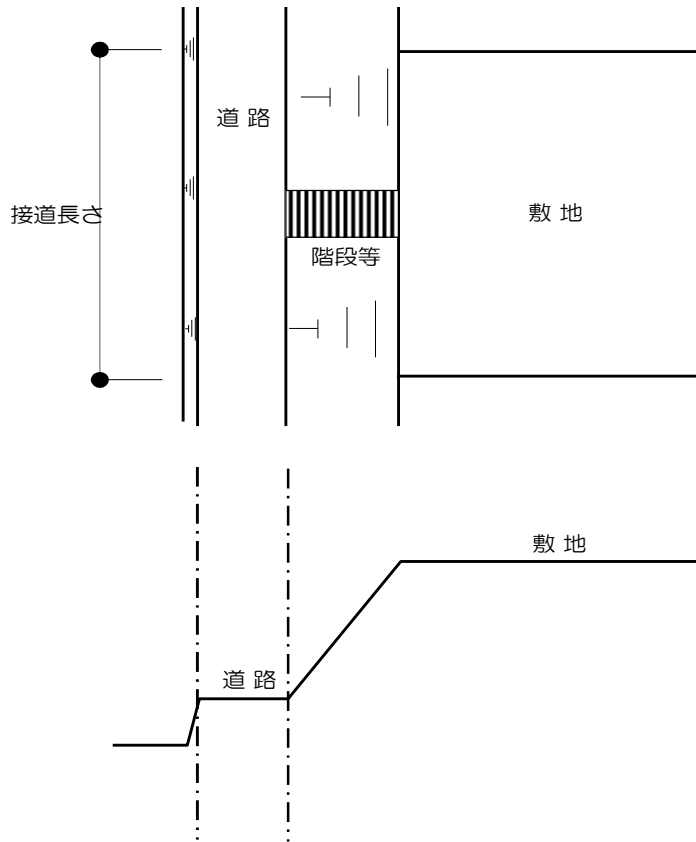
参 考

関 連 基準総則P177

備 考 平成27年4月1日公表

敷地の接道長さについて

敷地と道路に高低差がある場合の敷地の接道長さは, 下図による。



※ 道路に通じる階段, 傾斜路などを設ける

解説等

県条例第20条から第22条に規定する接道(接道長さ4m等)についても同様である。

令第128条(敷地内の通路), 第128条の2(大規模な木造等の建築物の敷地内における通路), 条例第8条, 第15条の4にあっては, それぞれの有効幅員の敷地内通路が必要である。

参考 質疑応答集P3917

関連 基準総則P122~125

備考 平成27年4月1日公表

工場について

工場については、次のとおりとする。

- (1) 屋根を有する屋外洗車施設は、原動機を使用する工場に該当し、また、空気圧縮機（コンプレッサー）を使用する作業場にも該当する。
 屋根を設けていない屋外洗車施設は、作業場の床面積として制限は受けないが、空気圧縮機の出力については、敷地単位で制限を受ける。
- (2) コピー機で印刷することを専業とする建築物は工場に該当する。
- (3) 自動車修理工場内に設けられる部品等を保管する倉庫やそれらを管理する室などで、作業場と間仕切壁等で明確に区画されている場合は、作業場としない。
- (4) クリーニング店（クリーニング取次店を除く。）は、工場に該当する。

解説等

- 工業高校、工業試験場、機械工養成所など生産を目的としない作業を行う建築物については、業態が一部類似していても工場ではない。
- 上記(3)において、区画された部分について、管理、利用形態等により、令第112条第12項、同条第13項又は県条例第18条の規定に基づく異種用途区画等が必要となる場合がある。

参 考

関 連 基準総則P184～191

備 考 平成27年4月1日公表

ガソリンスタンド（給油取扱所）の用途について

ガソリンスタンド（給油取扱所）の用途は、危険物の貯蔵場（貯蔵タンクが工作物である場合は除く）又は処理場に該当し、物品販売業を営む店舗にも該当する。

床面積が50㎡を超える作業場や、車検のための整備が可能な機能を有するガソリンスタンドは、自動車修理工場に該当する。

ただし、ガソリン等の販売だけでなく、小規模に行う洗車、点検等（タイヤ交換やオイル交換等を含む。）のサービスのための作業場（原動機を使用する場合を含む）は、自動車修理工場に該当しない。

解説等

参 考

関 連

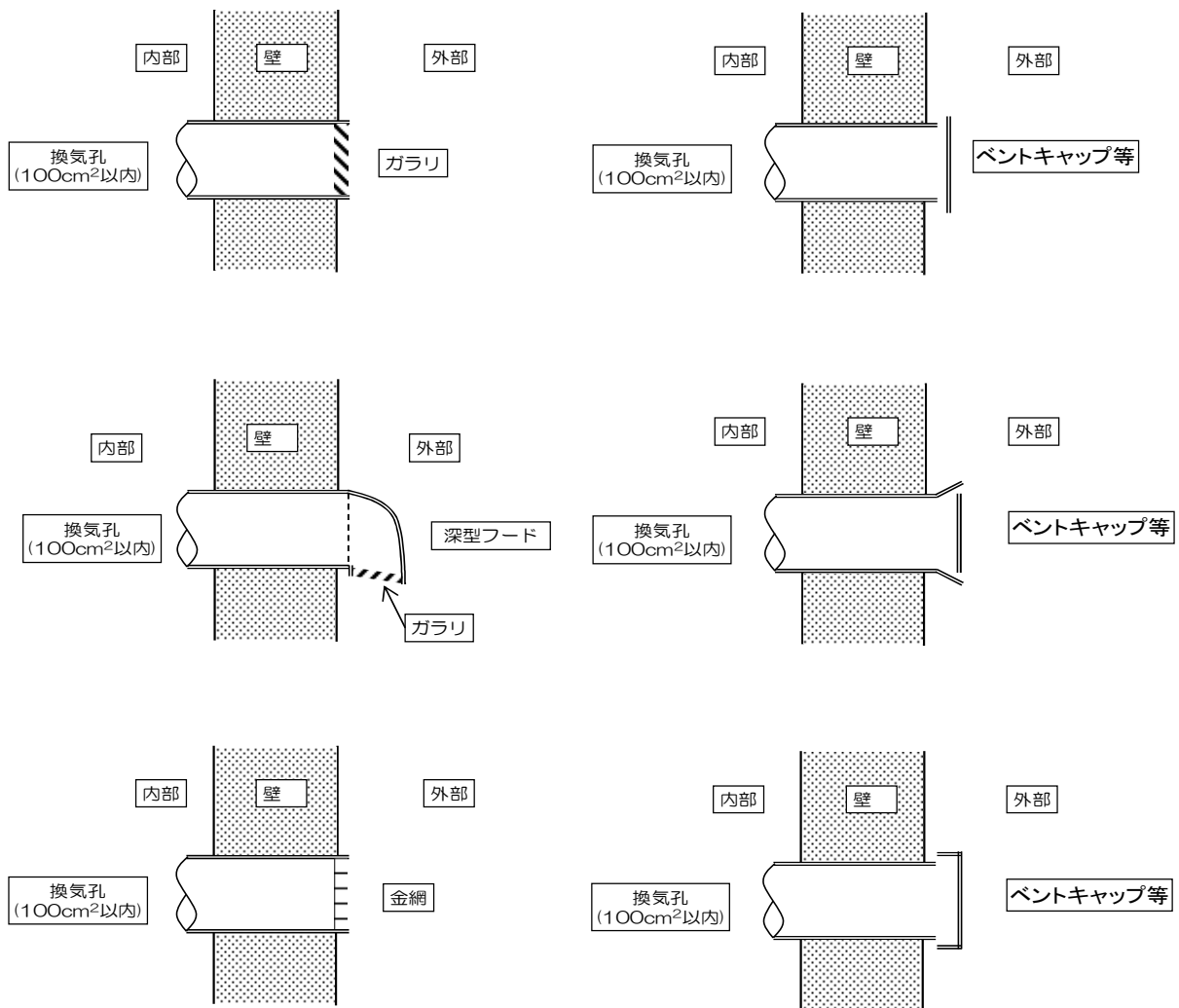
備 考

平成27年4月1日公表

外壁の延焼のおそれのある部分に設ける特定防火設備について

延焼のおそれのある部分にある外壁に，換気ダクト等の開口部に次の形状，材質の防火覆いを設ける場合は，平成12年建設省告示第1369号第1第六号に規定する防火設備とみなす。

- (1) 下図に示す形状であること。
- (2) 材質については，スチール，ステンレス又はアルミニウム（厚さ1.2mm以上）であること。



※金網の場合は，換気口の高さが地面から1m以下で
 網目2mm以下のものに限る。

解説等

参考 建築設備設計・施工上の運用指針2013版 P.70～71

関連

備考 平成31年4月1日公表

窓その他の開口部を有しない居室等について

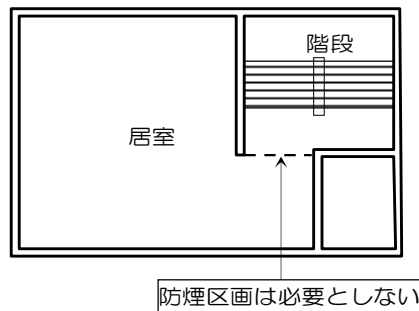
令第116条の2第1項では、「政令で定める窓その他の開口部を有しない居室」が定義されており、このうち同項第二号では、排煙上有効な開口部を有する居室は「開放できる部分（天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る）の面積の合計が、当該居室の床面積の1/50以上のもの」とされている。

この「令第116条の2第1項第二号」の開口部と、「令第126条の3」の自然排煙設備の排煙口について整理したものが下表である。

表 窓その他の開口部と自然排煙設備の排煙口の対比

開口部等	開口面積	位置	手動開放装置	開放状態	防煙区画
令第116条の2第1項第二号	床面積の1/50以上	天井又は天井から下方80cm以内の部分	—	—	— 下図※
令第126条の3	床面積の1/50以上	天井又は壁の上部（天井から80cm以内で、かつ、防煙壁のたけ範囲内の部分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁に設けるとき →床面から80cm以上1.5m以下 ・ 天井から吊り下げるとき →床面から1.8m程度 	常時閉鎖	500㎡以内 ごとに、防煙壁で区画

※ 図 居室と階段が接している場合の令第116条の2の適用



なお、居室の屋外に面する部分に設ける出入口の戸（天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る。）については、令第116条の2第1項に規定する「窓その他の開口部」に該当するものとして取り扱う。

解説等

- ・ 令第116条の2第1項第二号の「排煙上有効な開口部」の規定は、令第126条の3の「排煙設備」の規定と混同されやすいため、注意が必要。

参考

関連 防避解説P73

備考 平成31年4月1日公表

無窓の居室を区画する主要構造部について

法第35条の3の規定に基づき居室を区画する主要構造部は、原則としてその居室を区画する間仕切壁、柱、床、梁及び屋根とする。

ただし、仕上げ材を含めた構成材を不燃材料とした天井とする場合は、当該天井を上階の床又は屋根と読み替えるものとする。

なお、耐火建築物における当該間仕切壁については、下地及び仕上げが不燃材料で造られていれば、耐火構造としなくても支障ないものとする。

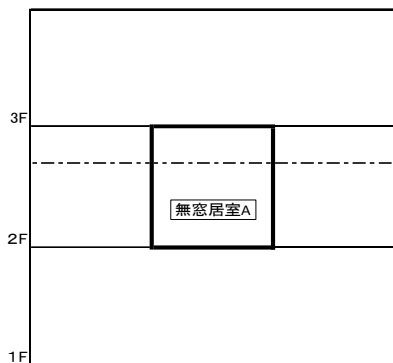


図1:居室を区画する壁及び床を不燃材料とする場合

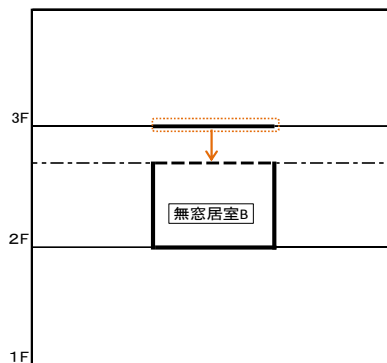


図2:居室を区画する壁、床及び天井を不燃材料とする場合

凡例
 — 居室を区画する主要構造部
 - - - 天井(不燃材料)
 - · - · 天井(不燃材料以外)
 注:壁及び床は耐火構造でも問題ない

解説等

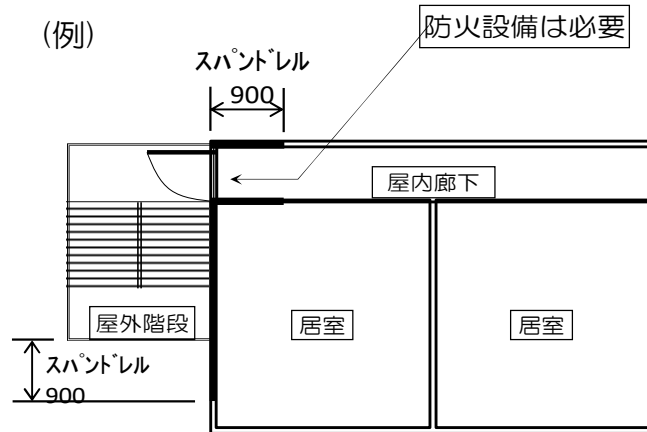
・主要構造部の定義は、法第2条第1項第5号に規定されているが、「構造上」とは、防火上の観点であり構造耐力上重要ではない区画を構成する間仕切壁等も「構造上」重要な間仕切壁等に該当する。

・耐火構造の壁について、壁の下地及び耐火性能を要求される側の片側仕上げのみの内容で国土交通大臣の認定を取得しているものがあるが、この工法を用いる場合、反対側（無窓居室で無い側）の壁仕上げについては、当該無窓居室の用途等から判断して、相応の耐火等性能を求めることがあるので留意すること。

参 考	質疑応答集P.241
関 連	備 考 平成31年4月1日公表

たて穴区画における屋外階段について

令第112条第9項の規定では、「階段の部分」と「その他の部分」との区画を規定しており、「その他の部分」が屋内部分であれば「階段の部分」との区画が必要になる。



屋内から屋外階段へ通じる扉は、同条第14項第2号に規定する防火設備とする必要がある。
この場合、同条第10項に規定するスパンドル部分も防火区画が必要となる。

解説等

参考

関連

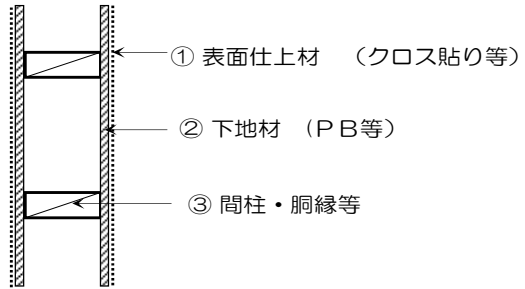
備考

平成27年4月1日公表

防煙壁の構造について

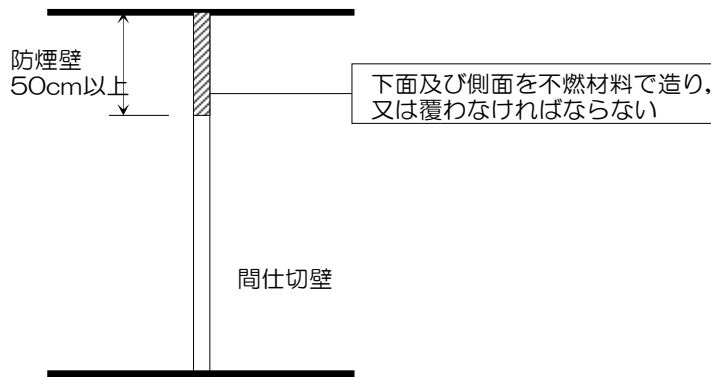
令第126条の2第1項本文中に規定されている防煙壁の構造については、次のとおりとする。

- (1) 「不燃材料で覆う」とする場合
①表面仕上材を不燃材料とする。
- (2) 「不燃材料で造る」とする場合
壁を構成する①表面仕上材，②下地材及び③間柱等を不燃材料とする。



- (3) 間仕切壁で区画する場合はその全てを不燃材料で造り，又は覆わなければならないが，たれ壁として設ける間仕切壁であれば，防煙壁に有効な部分以外はこの限りではない。

(例) 間仕切壁の一部を防煙壁とする場合



- (4) クロス貼り等で下地材の材料が指定されている場合は，②下地材はそれに応じた材料とする必要がある。

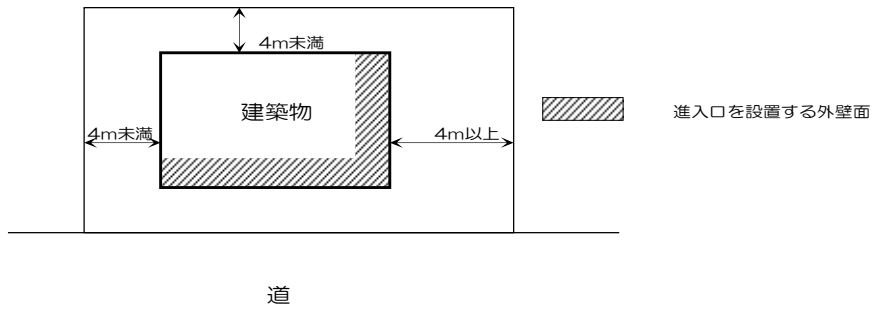
解説等

RC造（不燃材）のたれ壁で仕上を不燃材料以外（準不燃クロス等）でしたものは，上記(1)～(4)にかかわらず，「不燃材料で造りまたは覆われたもの」に該当する。

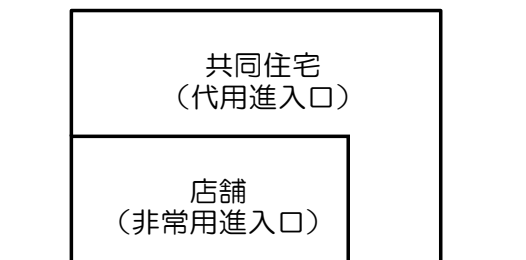
参 考		
関 連	防避解説P77, P184	備 考
		平成31年4月1日公表

非常用の進入口の混用等について

建築物が道及び道に通ずる幅員4m以上の通路に面する場合、非常用の進入口はそのどちらかの外壁面に設置すればよい。



同一階の同一外壁面における非常用の進入口と代用進入口は、下図のように避難経路が用途ごとに異なる場合や、平面計画が明確であり進入口から当該階の各部分に容易に到達できる場合は、混用できる。



解説等

参 考 防避解説講習会2005 Q&A

関 連

備 考 平成27年4月1日公表

木造共同住宅等の木造階段裏の仕上げについて

木造の階段裏が使えない袋状であっても、県条例第7条の規定に基づき、階段裏を難燃材料以上で仕上げなければならない。

ただし、階段裏の空間が準耐火構造の壁で囲われていて、用途が無い場合は適用しない。

解説等

参 考

関 連

備 考

平成27年4月1日公表

RC造でAw=0（壁量0）となる場合の構造計算について

$$\begin{aligned} \Sigma 2.5\alpha Aw + \Sigma 0.7\alpha Ac &\geq ZW_{Ai} && (\text{ルート1}) \\ \Sigma 2.5\alpha Aw + \Sigma 0.7\alpha Ac &\geq 0.75ZW_{Ai} && (\text{ルート2-1}) \\ \Sigma 1.8\alpha Aw + \Sigma 1.8\alpha Ac &\geq ZW_{Ai} && (\text{ルート2-2}) \end{aligned}$$

上記式の安全性は、耐力壁を有する建築物の被害事例に基づき検証されており、その観点からAw=0となるような建築物に適用することは技術的に適当でない。

なお、そで壁付のそで壁は、そで壁の幅が45cm以上で、かつ、開口高さの30%以上の場合にはAwとして取扱うことができる。

解説等

参 考 ICBA構造関係基準に関するQ & A No.21, No.64

関 連 H19国交告第593号第2号イ(1)：ルート1
H19国交告第1791号第3第1号イ：ルート2-1
H19国交告第1791号第3第2号イ：ルート2-2

備 考 平成31年4月1日公表

積載荷重の大きな用途に供する建築物について（S造ルート1-2不可）

屋上部分の積載荷重が、令85条第1項（は）欄に相当する数値として1,200N/m²以上になっている建築物には鉄骨造構造計算ルート1-2は認めない。

ただし、2階以下の部分の積載荷重についてはこの限りでない。

解説等

H19.6.20付国住指第1335号2(1)において、H19国交告593号第1号本文に規定する「積載荷重の大きな用途に供する建築物」とは、屋上の積載荷重について令85条第1項の表中（は）欄の数値として1,200N/m²以上と定められている。

参 考	H19国住指第1335号（技術的助言） 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書P.354
------------	--

関 連		備 考	平成31年4月1日公表
------------	--	------------	-------------

鉄骨ブレース構造における柱はりの幅厚比規定について

鉄骨造ルート2の構造計算において、ブレース構造の柱はりであっても幅厚比の規定は適用する。

解説等

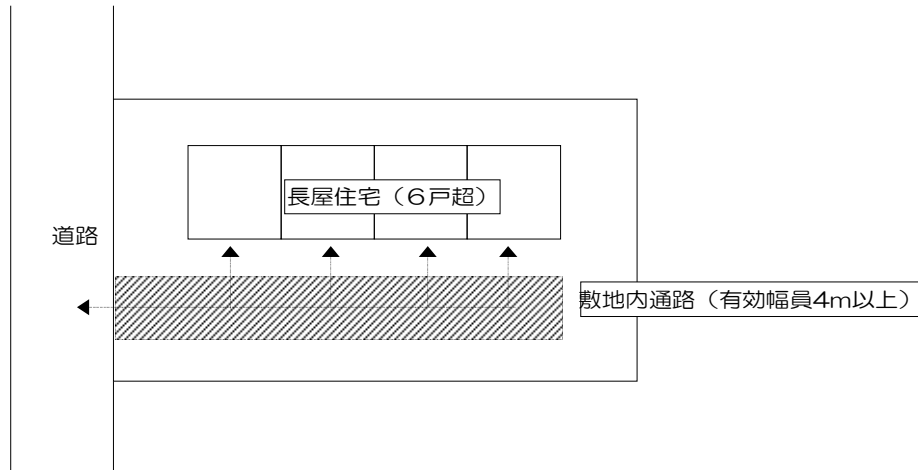
構造計算を行うときに純ブレース構造と仮定したとしても、すべての柱及びはり部材の両端が完全なピンとなっているとは考えにくく、地震力によってある程度の曲げモーメントが生ずる可能性が高いため、一般にはブレース構造の柱はりであっても幅厚比規定が適用される。

参 考	S55建告1791号第2第四号 ICBA構造関係基準に関するQ & A No.32, No.71
------------	---

関 連		備 考	平成31年4月1日公表
------------	--	------------	-------------

出入口が道路に面していない長屋について

県条例第8条第2項(1)の規定による「主要な出入口が道に面しない」長屋において、4m以上の有効幅員を有する専用通路が長屋の各玄関口まで通じたものであれば、「主要な出入口が道に面している」とする。



解説等

参考

関連

備考

平成27年4月1日公表

第4

資料編

中間検査について

下記1.の建築物については、2.の特定工程時（2階床配筋完了後）に中間検査を行うこととなっており、中間検査合格証の交付後でなければ3.特定工程後の工程を施工してはならない。

1. 中間検査が必要な建築物の構造、用途及び規模

- ① 階数が3以上である共同住宅（法第7条の3）
- ② 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物のうち、法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途（共同住宅を除く。）に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの（鹿児島県告示）

【参考】法別表第1(イ)欄

(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 等
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎 等
(3)	学校、体育館 等
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場 等

2. 指定する特定工程

2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程

※ 増築については、増築部分が上記に該当する場合、中間検査の対象となる。

3. 指定する特定工程後の工程

2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

4. 適用の除外

1.②の建築物のうち、次に掲げる建築物については中間検査が不要である。

- ① 平成19年8月10日以前に確認申請又は計画通知がなされた建築物
- ② 法第68条の20の認証型式部材等である建築物
- ③ 法第85条（仮設建築物に対する制限の緩和）の適用を受ける建築物

解説等

中間検査制度については「鹿児島県建築物中間検査マニュアル」を作成しているので参照されたい。

参 考	鹿児島県建築物中間検査マニュアル H19.7.10鹿児島県告示第1104号、H24.8.7鹿児島県告示第922号、 H29.8.1鹿児島県告示第849号		
関 連		備 考	平成27年4月1日公表

用途地域の指定のない区域内の容積率・建ぺい率・高さの指定について

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建ぺい率、および建築物の各部分の高さの限度を次のように定めている。

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3(に)欄の5の項の規定により定める数値
	容積率	建ぺい率	隣地高さ勾配係数	道路高さ勾配係数
国分都市計画区域の一部(霧島市) (※1)	300%	70%	2.5	1.5
国分都市計画区域の一部(霧島市) (※2)	200%	60%	1.25	1.25
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(上記以外の区域)	400%	70%	2.5	1.5

○告示に掲載されている地番(告示された当時の地番)

- ※1 国分都市計画区域のうち、国分市大字府中字土器川原及び字鼻面の各一部並びに府中町の一部並びに大字向花字下土器川原、字江後及び字天神坊の全部並びに中央三丁目の一部並びに大字野口字東川原の一部並びに野口東の一部
- ※2 国分都市計画区域のうち国分市大字府中字鶴川原及び字松元水流の各一部並びに府中町の一部並びに大字野口字高見堂の全部及び字東荒野の一部並びに大字松木字宮畑、字宮ノ後、字加治木畑及び字向川原の全部並びに字西越倉の一部並びに中央五丁目の一部並びに大字福島字曾小川、字中川原、字樋ノ本、字丸池及び字塩入川原の全部並びに字古川、字新田、字本川、字宮前及び字山下の各一部並びに大字上小川字市ノ丸、字本池、字高田及び字池ノ上の全部並びに字上川原の一部並びに大字広瀬字羽子田、字高岸、字垂口、字北塩入及び字南塩入の全部並びに字町ノ後、字塩入及び字川原の各一部並びに中央六丁目の一部並びに広瀬二丁目の一部

(地番は随時変遷していくため、区域については霧島市へご確認ください。)

解説等

参 考

H16.3.30鹿児島県告示第732号, H16.5.11鹿児島県告示第951号, H21.7.28鹿児島県告示第869号

関 連

備 考

平成27年4月1日公表

機械室その他これに類する部分の容積率緩和の許可基準について

建築物における省資源や省エネルギー等，地球環境への配慮が求められている昨今，積極的に省エネ施設導入に取り組んでいく必要があると考え，省エネ施設を設置する部分について，第52条第14項第1号の規定に基づく容積率緩和の許可基準を制定している。（平成21年4月1日施行）

容積率の緩和は，下記施設の要件を満たす部分について行うものとし，法第52条第1項から第9項に従い計算した容積率の1.25倍を限度とする。

適用にあたっては，特定行政庁の許可（要建築審査会同意）を受ける必要がある。

1.対象となる施設

- (1) 中水道施設
- (2) 地域冷暖房施設
- (3) 防災用備蓄倉庫
- (4) 消防用水利施設
- (5) 電気事業の用に供する開閉所及び変電所
- (6) ガス事業の用に供するバルブステーション，ガバナーステーション及び特定ガス発生設備
- (7) 水道事業又は公共下水道の用に供するポンプ施設
- (8) 第一種電気通信事業の用に供する電気通信交換施設
- (9) 発電室
- (10) 大型受水槽室
- (11) 汚水貯留施設
- (12) コージェネレーション施設
- (13) 鉄道の用に供する停車場，開閉所及び変電所
- (14) 駅その他これに類するものから道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路，階段，傾斜路，昇降機その他これらに類するもの
- (15) 太陽光発電設備，燃料電池設備，自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムその他これらに類するもの

2.要件

- (1) 上記施設を設置することにより，機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きいと認められること。
- (2) 対象施設を利用する期間が短くないこと。
- (3) 対象施設にあつては，本来の用に供する部分（当該施設の管理用事務室等人が常駐する部分及びこれに付属する部分を除く。）であり，設備にあつては，当該設備以外を含まない部分であること。
- (4) 原則として，壁等によって建築物の他の部分から独立した区画であること。
- (5) 建築計画において，対象施設の配置が次の各号の要件を満たすこと。
 - ア. 災害時における避難及び消防活動に支障がないこと。
 - イ. 延焼のおそれのある部分にあつては，防火上有効な措置が施されていること。
 - ウ. 騒音，振動，臭気等によって周辺環境に著しい影響を及ぼさないこと。
- (6) 計画建築物が容積率緩和許可を受けていることについて，その所有者等に周知を図ること。また，緩和の対象となった部分の見やすい位置に当該許可を受けていることを明示し，適切に維持管理を行うこと。

解説等

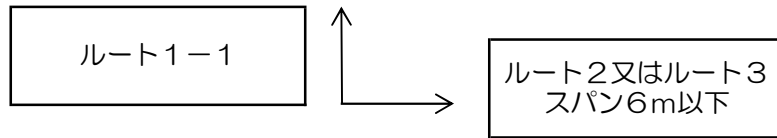
本許可基準による容積率の緩和は，令2条第1項第4号(同条第3項)の規定による備蓄倉庫等の床面積から除外する限度の規定及び低炭素建築物の認定による蓄電池設備等の容積率不算入の規定と合わせて適用することができる。

参 考	H21.3.10制定 容積率緩和の許可基準（建築基準法第52条第14項第1号） 鹿児島県土木部建築課		
関 連	令2条第1項第4号及び同条第3項 低炭素建築物認定制度	備 考	平成27年4月1日公表

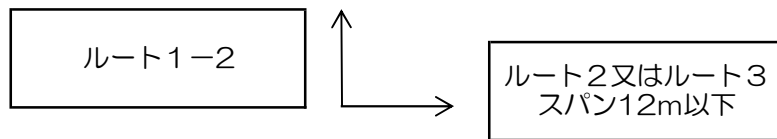
構造計算の各方向別の適用について

構造計算の各方向別の適用については、H19国交告第1274号及びH27国交告第189号に規定されており、適用できる組合せは下記のとおりである。

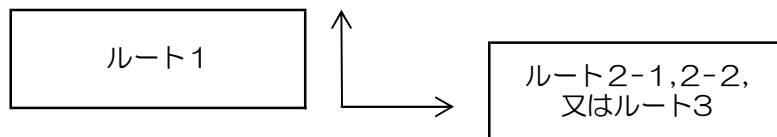
- (1) S造 地階を除く階数3以下 高さ13m以下及び軒の高さ9m以下



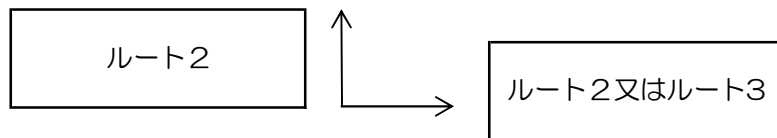
- (2) S造 地階を除く階数2以下 高さ13m以下及び軒の高さ9m以下



- (3) RC造・SRC造 高さ20m以下



- (4) 高さ31m以下



※ いずれもルート3の計算による仕様規定の適用除外はできない。

解説等

H27国交告第189号において、適用する構造計算は原則として建築物ごとに判断するとなっているが、ただし書きにより高さ31m以下であれば、ルート2と方向別ルート3の適用が可。(ルート3仕様規定除外はできない) ルート1を適用出来る場合とは、法第20条第3号・令第81条第3項に該当する建築物(→両方向ルート1の条件を満足しなければならない)である場合に限られるため、同技術的助言ではルート1と「ルート1を適用できない方向のルート2又はルート3」の方向別適用はできない。

H19国交告第1274号により、ルート1と方向別のルート2の適用が可。(鉄骨はスパン制限あり)

また、H27国交告第189号により、ルート2はルート3としてもよいため、結果として、ルート1とルート2又はルート3の適用が可(鉄骨はスパン制限あり)。

なお、ルート1-1と「ルート1-1を適用できない方向のルート1-2」の方向別適用はできない。

参考

H27国交告第189号, H19国交告第1274号
建築構造審査・検査要領2016(運用解説編)P170~173

関連

備考

平成31年4月1日公表

鉄骨造の畜舎告示 (H14国交告474号) の適用について

鉄骨造の畜舎等における畜舎告示 (H14国交告第474号) の適用にあたっては, 同告示第3第1項第5号の規定により, S55建告1791号第2に定める構造計算を行う必要がある。

鉄骨造畜舎等におけるルート適用

(参考)

	ルート1-1	ルート1-2	畜舎告示	ルート2	ルート3
スパン	6m以下	12m以下	15m以下	-	-
最高高さ, 軒の高さ	高さ13m以下, 軒の高さ9m以下			高さ31m以下	-
面積	500㎡	500㎡ (平屋3,000㎡)	制限無し	-	-
階数	3以下	2以下	1のみ	-	-
標準せん断力係数 (C ₀)	0.3	0.3	0.2	0.2	一次0.2 保有1.0
塔状比	-	-	○	○	△ (転倒検討)
層間変形角	-	-	-	○	○
剛性率	-	-	-	○	-
偏心率0.15以下	-	○	-	○	-
冷間成形割増	○ (※1)	○ (※2)	△ (※3)	○ (※4)	○ (※5)
筋交いの応力割増	-	-	○	○	-
筋交いの保有耐力接合	○	○	○	○	△ (※6)
幅厚比	-	○	○	○	-
柱梁仕口 保有耐力接合	-	○	○	○	-
柱および梁の継手 保有耐力接合	-	○	○	○	-
はり横補剛	-	○	○	○	-
積雪荷重 (垂直積雪量)	県施行細則 (第19条の2)	県施行細則 (第19条の2)	同告示別表	県施行細則 (第19条の2)	県施行細則 (第19条の2)
その他			荷重低減有り ※建築物への表示義務有 市街化区域以外 居室を設けない		保有水平 耐力計算

- ※1 H19告593号第1号イ(3)
- ※2 H19告593号第1号ロ(4)
- ※3 S55告1791号第2第3号ロ(STKR材のみ, 平屋)
- ※4 S55告1791号第2第3号
- ※5 H19告594号第4第3号
- ※6 HS55告1792号第3第3号

解説等

平成19年6月20日改正により, S55建告1791号第2に, 幅厚比や冷間成形割増の規定が追加され, また, 第7号で「必要がある場合」に行っていた「構造耐力上主要な部分である柱~(中略)~構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。」(仕口・継手の保有体力接合, はりの横補剛)を, 同改正により必ず行うよう規定されたため, 畜舎告示においても必ず行うこととなった。

なお, ルート2相当の計算は必要とするが, H19国交告593号本文により, 令36条の2第5号に指定する建築物から除かれるため, 許容応力度等計算による確認申請審査手数料加算は不要である。

積雪荷重を畜舎告示により計算する場合, 垂直積雪量dは同告示別表の数値を適用するので留意すること。

参考 S55建告1791号, H14国交告463号, H19国交告593号
畜舎・堆肥舎の建築設計に係る告示・解説(2007年版)

関連

備考

平成31年4月1日公表
令和2年1月1日修正

積雪荷重について

令第86条第3項に規定する特定行政庁が規則で定める数値は下記のとおりである。
 なお、多雪区域はない。

〔鹿児島県建築基準法施行細則 第19条の2より〕

市町村名 (細則制定時点)		市町村名 (H26.11現在)			垂直積雪量 (単位:m)			
市区郡名	町村名	市名	町村名	大字名	無し	0.2	0.3	0.4
鹿屋市		鹿屋市						
曾於郡	輝北町	鹿屋市					○	
肝属郡	串良町, 吾平町							
枕崎市		枕崎市				○		
阿久根市		阿久根市					○	
出水市		出水市						○
出水郡	野田町, 高尾野町							
指宿市		指宿市				○		
指宿郡	山川町, 開聞町							
西之表市		西之表市			○			
垂水市		垂水市					○	
川内市							○	
薩摩郡	里村, 上甑村, 下甑村, 鹿島村	薩摩川内市	下記以外の区域			○		
	樋脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町		里町, 上甑町, 下甑町, 鹿島町					○
日置郡	東市来町, 伊集院町, 日吉町, 吹上町	日置市					○	
曾於郡	大隅町, 財部町, 末吉町	曾於市					○	
国分市							○	
始良郡	溝辺町, 隼人町, 福山町	霧島市	下記以外の区域				○	
	横川町, 牧園町		横川町, 牧園町					○
	霧島町		—	霧島田口, 霧島大窪, 霧島川北, 霧島永水				○
串木野市		いちき串木野市					○	
日置郡	市来町						○	
加世田市			—	加世田~ (加世田から始まる大字名)			○	
日置郡	金峰町	南さつま市	金峰町				○	
川辺郡	笠沙町, 大浦町, 坊津町		笠沙町, 大浦町, 坊津町			○		
曾於郡	松山町, 志布志町, 有明町	志布志市					○	
名瀬市		奄美市			○			
大島郡	住用村, 笠利町							
指宿郡	穎娃町		穎娃町			○		
川辺郡	知覧町, 川辺町	南九州市	知覧町, 川辺町				○	
大口市								○
伊佐郡	菱刈町	伊佐市						○
始良郡	加治木町, 始良町, 蒲生町	始良市					○	
鹿児島郡	三島村, 十島村	鹿児島郡	三島村, 十島村		○			
薩摩郡	宮之城町, 鶴田町, 薩摩町	薩摩郡	さつま町					○
出水郡	東町, 長島町	出水郡	長島町			○		
始良郡	栗野町, 吉松町	始良郡	湧水町					○
曾於郡	大崎町	曾於郡	大崎町				○	
肝属郡	東串良町	肝属郡	東串良町				○	
	大根占町, 田代町		錦江町			○		
	根占町, 佐多町		南大隅町			○		
	内之浦町		肝付町	岸良, 北方, 南方		○		
	高山町			後田, 富士, 新富, 野崎, 波見, 前田, 宮下			○	
熊毛郡	中種子町, 南種子町	熊毛郡	中種子町, 南種子町		○			
	上屋久町, 屋久町		屋久島町		○			
大島郡	大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町	大島郡	大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町		○			
↑市区郡名	↑町村名	↑市区郡名	↑町村名	↑大字名	無し	0.2	0.3	0.4

※ 鹿児島市の積雪荷重については、鹿児島市建築基準法施行細則 第9条の2により別途定められていますので、鹿児島市にお問い合わせください。

解説等

参考

関連

備考

平成27年4月1日公表

風圧力について

(1) 基準風速 V_0 について、当特定行政庁内は下記のとおりである。

[H12建告1454号第2より]

市町村名(告示時点)		市町村名(H26.11現在)			基準風速 V_0 (単位:m)					
市区郡名	町村名	市名	町村名	大字名	36	38	40	42	44	46
鹿屋市		鹿屋市				○				
曾於郡	輝北町									
肝属郡	串良町, 吾平町									
枕崎市		枕崎市					○			
阿久根市		阿久根市			○					
出水市		出水市			○					
出水郡	野田町, 高尾野町									
指宿市		指宿市					○			
指宿郡	山川町, 開聞町									
西之表市		西之表市					○			
垂水市		垂水市				○				
川内市										
薩摩郡	樋脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町	薩摩川内市	下記以外の区域		○					
	里村, 上甑村, 下甑村, 鹿島村		里町, 上甑町, 下甑町, 鹿島町				○			
日置郡	東市来町, 伊集院町, 日吉町, 吹上町	日置市				○				
曾於郡	大隅町, 財部町, 末吉町	曾於市			○					
国分市										
始良郡	溝辺町, 隼人町, 福山町, 横川町, 牧園町, 霧島町	霧島市			○					
串木野市		いちき串木野市				○				
日置郡	市来町									
加世田市										
日置郡	金峰町	南さつま市					○			
川辺郡	笠沙町, 大浦町, 坊津町									
曾於郡	松山町, 志布志町, 有明町	志布志市			○					
名瀬市										
大島郡	住用村, 笠利町	奄美市								○
指宿郡	巖娃娃町									
川辺郡	知覧町, 川辺町	南九州市					○			
大口市										
伊佐郡	菱刈町	伊佐市			○					
始良郡	加治木町, 始良町, 蒲生町	始良市			○					
鹿児島郡	三島村	鹿児島郡	三島村							○
	十島村		十島村							○
薩摩郡	宮之城町, 鶴田町, 薩摩町	薩摩郡	さつま町		○					
出水郡	東町, 長島町	出水郡	長島町		○					
始良郡	栗野町, 吉松町	始良郡	湧水町		○					
曾於郡	大崎町	曾於郡	大崎町		○					
肝属郡	東串良町	肝属郡	東串良町				○			
	大根占町		錦江町	馬場, 城元, 神川		○				
	田代町			田代麓, 田代川原			○			
	根占町, 佐多町		南大隅町				○			
	内之浦町		肝付町				○			
高山町										
熊毛郡	中種子町, 南種子町	熊毛郡	中種子町, 南種子町					○		
	上屋久町, 屋久町		屋久島町						○	
大島郡	大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町	大島郡	大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町							○
↑市区郡名	↑町村名	↑市区郡名	↑町村名	↑大字名	36	38	40	42	44	46

※ 鹿児島市の基準風速については、H12国交告 第1454号により別途定められていますので、鹿児島市にお問い合わせください。

(2) 当特定行政庁内は、地表面粗度区分Ⅰ及びⅣ地域を定めていない。

解説等	
参 考	
関 連	備 考
	平成27年4月1日公表

